

11-1 緊急輸送道路（道路建設課・道路維持課）

緊急輸送路の確保とともに、これらと交通拠点を有機的に連結させた緊急輸送ネットワークの形成

- (1) 一次緊急輸送道路
 - ・ 主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路
 - ・ 諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路
- (2) 二次緊急輸送道路
 - ・ 一次緊急輸送道路を補完する道路

一次緊急輸送道路（1/5）

番号	管理区分	路線名	区間	備考(主な事業中区間、他路線名)
I	西日本高速国	四国横断自動車道	香川県境～川之江JCT～高知県境 宇和島北IC～大洲北只IC	
II	西日本高速	四国縦貫自動車道	徳島県境～川之江JCT～大洲IC	
III	西日本高速	今治小松自動車道（196号）	今治湯ノ浦IC～いよ小松IC	
IV	本四高速国	西瀬戸自動車道（317号）	広島県境～今治IC	
α	国 県・市	松山外環状道路 【自動車専用道路部】33号・56号	松山JCT～東垣生IC	事業中区間 【空港線】(東垣生IC～松山空港IC) 【インター東線】(環道11号～松山JCT)
		【一般道路部】(一)久米垣生線 他	松山市北井門2丁目～松山市南吉田町	(主)伊予松山港線、(市)余土205号線、 (市)余土206号線、(市)石井392号線、 (市)石井393号線
A	国	一般国道11号	香川県境～松山市二番町4丁目	事業中区間 【川之江三島BP、新居浜BP、小松BP】
B	国	一般国道33号	高知県境～松山市小坂5丁目	
C	国	一般国道56号	高知県境～松山市二番町4丁目	事業中区間【宿毛内海道路、津島道路】 (高知県境～一本松IC(仮称)、 御荘IC(仮称)～津島岩松IC)
D	国	一般国道192号	徳島県境～四国中央市北新町	
E	国	一般国道196号	松山市大手町1丁目～西条市小松町新屋敷	事業中区間【今治道路】 (今治IC～今治湯ノ浦IC)
1	県	一般国道194号	高知県境～西条市中野甲	
2	県	一般国道197号	高知県境～伊方町三崎	事業中区間【大洲西道路・夜昼道路】 (大洲北只JCT(仮称)～八幡浜東IC)
3	県	一般国道317号	松山市勝山町1丁目～今治市上浦町井口	
4	県	一般国道319号	四国中央市新宮町新宮～四国中央市新宮町新宮	
5	県	一般国道320号	宇和島市坂下津～鬼北町下鍵山	
6-1	県	一般国道378号	伊予市下吾川～大洲市長浜町長浜	
6-2			八幡浜市江戸岡1丁目～八幡浜市矢野町	
6-3			西予市明浜町高山～西予市明浜町俵津	
6-4			宇和島市吉田町法花津～宇和島市吉田町白浦	
6-5			宇和島市吉田町沖村～宇和島市吉田町立間尻	
7	県	一般国道379号	砥部町大南～内子町内子	
8	県	一般国道380号	内子町吉野川～久万高原町露峰	
9	県	一般国道381号	高知県境～鬼北町永野市	
10	県	一般国道437号	松山市中央2丁目～松山市三津1丁目	
11-1	県	一般国道440号	久万高原町東明神～松山市久谷町	
11-2			久万高原町柳井川～久万高原町西谷	
12-1			西予市野村町河西～西予市城川町田穂	
12-2	県	一般国道441号	鬼北町清水～鬼北町清水	
12-3			鬼北町近永～鬼北町出目	
13	県	一般国道494号	久万高原町洪草～久万高原町東川	
14	県	(主)宿毛津島線	宇和島市津島町高田～宇和島市津島町高田	
15-1	県	(主)川之江大豊線	四国中央市金田町半田～四国中央市新宮町馬立	
15-2			四国中央市金生町下分～四国中央市金生町下分	
16	県	(主)高知伊予三島線	新居浜市別子山瀬場～新居浜市別子山保土野	
17	県	(主)宿毛城辺線	愛南町垣内～愛南町蓮乗寺	
18	県	(主)新居浜角野線	新居浜市繁本町～新居浜市西喜光地町	
19-1	県	(主)西条久万線	久万高原町東川～久万高原町七鳥	
19-2			久万高原町菅生～久万高原町久万	
20-1	県	(主)壬生川新居浜野田線	西条市小松町新屋敷～西条市下島山甲	
20-2			西条市船屋甲～新居浜市多喜浜	
20-3			西条市明屋敷～西条市樋ノ口	
21	県	(主)今治港線	今治市片原町2丁目～今治市別宮町1丁目	
22	県	(主)大西波止浜港線	今治市大西町星浦～今治市中堀1丁目	
23	県	(主)松山伊予線	松山市和泉北1丁目～伊予市上野	
24-1	県	(主)松山空港線	松山市南吉田町～松山市北藤原町	
24-2			松山市南吉田町～松山市空港道2丁目	
25-1	県	(主)松山港線	松山市高浜町2丁目～松山市三杉町	
25-2			松山市中央2丁目～松山市大手町1丁目	
25-3			松山市高浜町6丁目～松山市高山町	
25-4			松山市古三津2丁目～松山市古三津2丁目	
26	県	(主)松山北条線	松山市勝山町2丁目～松山市道後喜多町	
27	県	(主)大三島上浦線	今治市大三島町宮浦～今治市上浦町井口	
28	県	(主)伊予松山港線	伊予市下吾川～松山市三津3丁目	
29	県	(主)伊予川内線	伊予市下吾川～東温市南方	
30	県	(主)大洲長浜線	大洲市若宮～大洲市長浜町長浜	
31	県	(主)八幡浜宇和線	八幡浜市矢野町～西予市宇和町上松葉	
32	県	(主)八幡浜三瓶線	八幡浜市布喜川～西予市三瓶町朝立	
33	県	(主)八幡浜港線	八幡浜市沖新田～八幡浜市中深	

一次緊急輸送道路（2 / 5）

番号	管理区分	路線名	区間	備考(主な事業中区間、他路線名)
34-1	県	(主) 宇和野村線	西予市宇和町卯之町～西予市野村町河西	
34-2			西予市野村町野村～西予市野村町栗木	
34-3			西予市宇和町卯之町～西予市宇和町卯之町	
35	県	(主) 宇和三瓶線	西予市宇和町下松葉～西予市三瓶町朝立	
36-1	県	(主) 宇和三間線	宇和島市三間町務田～宇和島市三間町務田	
36-2			宇和島市三間町務田～宇和島市三間町曾根	
37-1	県	(主) 肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂～大洲市肱川町山鳥坂	
37-2			内子町平岡～内子町知清	
38	県	(主) 宇和島停車場線	宇和島市錦町～宇和島市錦町	
39	県	(主) 平城高茂岬線	愛南町御荘平城～愛南町船越	
40	県	(主) 野村城川線	西予市城川町田穂～西予市城川町嘉喜尾	
41	県	(主) 野村柳谷線	久万高原町西谷～久万高原町西谷	
42	県	(主) 今治波方港線	今治市長沢～今治市旭町1丁目	
43	県	(主) 松山港内宮線	松山市高浜6丁目～松山市内宮町	
44	県	(主) 松山東部環状線	松山市鷹子町～松山市久米環田町	
45	県	(主) 中島環状線	松山市中島大浦～松山市中島大浦	
46-1	県	(主) 長浜中村線	大洲市若宮～大洲市若宮	
46-2			大洲市中村～大洲市中村	
47-1	県	(主) 宇和明浜線	西予市宇和町卯之町～西予市宇和町伊賀上	
47-2			西予市宇和町伊賀上～西予市明浜町俵津	
48	県	(主) 宇和島城辺線	愛南町城辺甲～愛南町城辺甲	
49-1	県	(主) 新居浜別子山線	新居浜市喜光地町1丁目～新居浜市別子山瀬場	
49-2			新居浜市船木～新居浜市船木	
50-1	県	(主) 壬生川丹原線	西条市三津屋東～西条市丹原町志川	
50-2			西条市周布～西条市周布	
51	県	(主) 大島環状線	今治市宮窪町宮窪～今治市宮窪町宮窪	
52	県	(主) 伯方島環状線	今治市伯方町木浦～今治市伯方町木浦	
53-1	県	(主) 大三島環状線	今治市大三島町宮浦～今治市大三島町宗方	
53-2			今治市上浦町井口～今治市上浦町井口	
54	県	(主) 大平砥部線	砥部町上原町～砥部町上原町	
55	県	(主) 串内子線	内子町内子～内子町内子	
56	県	(主) 小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松～大洲市肱川町山鳥坂	
57-1	県	(主) 内子河辺野村線	内子町五十崎～内子町五十崎	
57-2			内子町内子～内子町内子	
58	県	(主) 広見三間宇和島線	宇和島市三間町務田～宇和島市伊吹町	
59	県	(一) 川之江停車場線	四国中央市川之江町～四国中央市川之江町	
60	県	(一) 川之江港線	四国中央市川之江町～四国中央市川之江町	
61	県	(一) 上分三島線	四国中央市中曾根町～四国中央市三島宮川4丁目	
62	県	(一) 伊予三島停車場線	四国中央市三島中央3丁目～四国中央市三島中央4丁目	
63	県	(一) 国領高木線	新居浜市船木～新居浜市東田	
64	県	(一) 西条港線	西条市樋之口～西条市大町	
65	県	(一) 壬生川港小松線	西条市今在家～西条市水見甲	
66	県	(一) 東予港三津屋線	西条市北条～西条市三津屋東	
67	県	(一) 寺尾重信線	東温市横河原～東温市横河原	
68	県	(一) 今治停車場線	今治市北宝来町2丁目～今治市別宮町2丁目	
69	県	(一) 朝倉伊予桜井停車場線	今治市朝倉北～今治市長沢	
70	県	(一) 波方環状線	今治市波方町樋口～今治市波方町馬刀湯	
71	県	(一) 菊間停車場線	今治市菊間町浜～今治市菊間町浜	
72-1	県	(一) 弓削島循環線	上島町弓削下弓削～上島町弓削日比	
72-2			上島町弓削下弓削～上島町弓削下弓削	
73	県	(一) 横浜生名港線	上島町生名～上島町生名	
74	県	(一) 岩城環状線	上島町岩城～上島町岩城	
75	県	(一) 大下白湯線	今治市関前岡村～今治市関前岡村	
76-1	県	(一) 六軒家石手線	松山市中央1丁目～松山市道後喜多町	
76-2			松山市道後湯之町～松山市石手3丁目	
77	県	(一) 道後公園線	松山市道後町1丁目～松山市道後町2丁目	
78	県	(一) 久米垣生線	松山市余戸東4丁目～松山市余戸南3丁目	
79	県	(一) 松山市停車場線	松山市湊町5丁目～松山市千舟町5丁目	
80-1	県	(一) 森松重信線	東温市牛淵～東温市横河原	
80-2			松山市森松町～松山市森松町	
81-1	県	(一) 久谷森松停車場線	松山市森松町～松山市森松町	
81-2			砥部町高尾田～砥部町高尾田	
82-1	県	(一) 美川松山線	東温市下林～東温市田窪	
82-2			東温市牛淵～東温市牛淵	
83	県	(一) 東川上黒岩線	久万高原町東川～久万高原町上黒岩	
84	県	(一) 八倉松前線	松前町筒井～松前町浜	
85	県	(一) 砥部伊予松山線	松前町西高柳～松山市余戸南4丁目	
86	県	(一) 広田双海線	伊予市双海町上灘～伊予市双海町上灘	
87	県	(一) 島首五十崎線	内子町五十崎～内子町五十崎	
88	県	(一) 伊予大洲停車場線	大洲市若宮～大洲市若宮	
89	県	(一) 鳥坂宇和線	西予市宇和町卯之町～西予市宇和町卯之町4丁目	
90	県	(一) 内子停車場線	内子町内子～内子町内子	
91-1	県	(一) 八幡浜保内線	八幡浜市大平～八幡浜市西近江町	
91-2			八幡浜市保内町宮内～八幡浜市保内町宮内	
92	県	(一) 三机港線	伊方町三机～伊方町塩成	
93	県	(一) 鳥井喜木津線	伊方町九町～伊方町九町	
94	県	(一) 宇和島港線	宇和島市築地町2丁目～宇和島市寿町2丁目	
95	県	(一) 玉津港線	宇和島市吉田町白浦～宇和島市吉田町立間	
96	県	(一) 河内立間停車場線	宇和島市吉田町沖村～宇和島市吉田町沖村	
97	県	(一) 伊予宮野下停車場務田線	宇和島市三間町宮野下～宇和島市三間町迫目	
98	県	(一) 下鍵山松野線	鬼北町下鍵山～鬼北町下鍵山	
99-1	県	(一) 小倉三間線	鬼北町小倉～鬼北町清水	
99-2			鬼北町清水～鬼北町清水	
100	県	(一) 広見吉田線	宇和島市三間町務田～宇和島市三間町宮野下	

一次緊急輸送道路 (3 / 5)

番号	管理区分	路線名	区間	備考(主な事業中区間、他路線名)
101	県	(一) 久良城辺線	愛南町御荘平城～愛南町城辺甲	
102	県	(一) 深浦港線	愛南町深浦～愛南町垣内	
103	県	(一) 一本松城辺線	愛南町一本松～愛南町一本松	
104	県	(一) 宮崎波方線	今治市波方町宮崎～今治市波方町馬刀湯	
105-1	県	(一) 松山松前伊予線	松山市土居田町～松山市余戸東4丁目	
105-2			松山市余戸南3丁目～松山市余戸南4丁目	
105-3			松前町西高柳～松前町西古泉	
106	県	(一) 柳谷美川線	久万高原町日野浦～久万高原町中黒岩	
107	県	(一) 三島川之江港線	四国中央市妻鳥町～四国中央市妻鳥町	
108-1	県	(一) 松山川内線	松山市鷹子町～東温市西岡	
108-2			東温市北方～東温市則之内	
109-1	県	(一) 岩城弓削線	上島町生名～上島町弓削日比	
109-2			上島町生名～上島町岩城	
110	県	(一) 平田北条線	松山市平田町～松山市内宮町	
ア	県	(臨港道路) 川之江5号臨港道路	四国中央市川之江町～四国中央市川之江町	
イ	県	(臨港道路) 金子ふ頭線	四国中央市三島中央1丁目～四国中央市三島中央1丁目	
ウ	県	(臨港道路) 村松西線	四国中央市村松町～四国中央市村松町	
エ	県	(臨港道路) 村松東④線	四国中央市村松町～四国中央市村松町	
オ	県	(臨港道路) 村松東⑦線	四国中央市村松町～四国中央市村松町	
カ	県	(臨港道路) 村松東⑧線	四国中央市村松町～四国中央市村松町	
キ	県	(臨港道路) 北条臨港道路	西条市北条～西条市今在家	
ク	県	(臨港道路) 中央臨港道路	西条市今在家～西条市今在家	
ケ	県	(臨港道路) 弓削港臨港道路A	上島町弓削下弓削～上島町弓削下弓削	
コ	県	(臨港道路) 松山観光港臨港線	松山市高浜町6丁目～松山市高浜町2丁目	
サ	県	(臨港道路) 中央埠頭地区臨港道路	松山市中島大浦～松山市中島大浦	
シ	県	(臨港道路) 吉田浜臨港線(1)	松山市北吉田～松山市北吉田	
ス	県	(臨港道路) 外港頭埠線	松山市北吉田～松山市大可賀3丁目	
セ	県	(臨港道路) 三津浜停車場線	松山市三津ふ頭～松山市三津ふ頭	
ソ	県	(臨港道路) 三崎臨港道路	伊方町三崎～伊方町三崎	
タ	県	(臨港道路) 榑崎第9号臨港道路	宇和島市住吉町2丁目～宇和島市住吉町2丁目	
チ	県	(臨港道路) 榑崎第2号臨港道路	宇和島市住吉町2丁目～宇和島市住吉町3丁目	
ツ	県	(臨港道路) 新内港第4号臨港道路	宇和島市弁天町2丁目～宇和島市弁天町1丁目	
テ	県	(臨港道路) 坂下津第4号臨港道路	宇和島市坂下津～宇和島市坂下津	
ト	県	(臨港道路) 坂下津第3号臨港道路	宇和島市坂下津～宇和島市坂下津	
ナ	県	(臨港道路) 坂下津第2号臨港道路	宇和島市坂下津～宇和島市坂下津	
ニ	県	(臨港道路) 坂下津第5号臨港道路	宇和島市坂下津～宇和島市坂下津	
a	市	(市) 中曾根神之元線	四国中央市中曾根町～四国中央市宮川1丁目	
b	市	(市) 中村山田井線	四国中央市金生町下分～四国中央市妻鳥町	
c	市	(市) 川之江山田井線	四国中央市川之江町～四国中央市川之江町	
	市	(市) ふれあい通り線	四国中央市三島宮川4丁目～四国中央市三島宮川4丁目	
	市	(市) 西土居入野線	四国中央市土居町入野～四国中央市土居町入野	
	市	(市) 公園通り西線	四国中央市中之庄町～四国中央市中之庄町	
	市	(市) 金子豊岡海岸線	四国中央市中之庄町～四国中央市中之庄町 四国中央市具定町～四国中央市寒川町	
	市	(市) 運動公園南線	四国中央市中之庄町～四国中央市中之庄町	
	市	(市) 城北9号線	四国中央市川之江町～四国中央市川之江町	
	市	(市) 新瀬川線	四国中央市新宮町～四国中央市新宮町	
	市	(市) 笹尾地谷線	四国中央市新宮町～四国中央市新宮町	
d	市	(市) 港通井地線	四国中央市川之江町～四国中央市川之江町	
	市	(市) 国道海岸線	四国中央市三島金子1丁目～四国中央市三島金子1丁目	
	市	(市) 中之庄埋立3号線	四国中央市三島金子1丁目～四国中央市三島金子1丁目	
	市	(市) 下具定線	四国中央市具定町～四国中央市具定町	
	市	(市) 取芽矢線	四国中央市寒川町～四国中央市寒川町	
	市	(市) 取芽矢支線	四国中央市寒川町～四国中央市寒川町	
	市	(市) 畑野東道線	四国中央市土居町畑野～四国中央市土居町畑野	
	市	(市) 大北線	四国中央市新宮町新宮～四国中央市新宮町新宮	
e	市	(市) 港町繁本東筋線	新居浜市港町～新居浜市繁本町	
	市	(市) 宮北通り線	新居浜市繁本町～新居浜市繁本町	
f	市	(市) 東港東浜筋線	新居浜市多喜浜6丁目～新居浜市黒島1丁目	
	市	(市) 沖浜中通り線	新居浜市黒島1丁目～新居浜市黒島1丁目	
g	市	(市) 西原東須賀線	新居浜市港町～新居浜市西原町2丁目	
	市	(市) 松木東城線	新居浜市松木町～新居浜市坂井町3丁目	
	市	(市) 下泉本郷線	新居浜市坂井町3丁目～新居浜市坂井町3丁目	
	市	(市) 駅裏角野線	新居浜市坂井町3丁目～新居浜市坂井町3丁目	
	市	(市) 北新町江口線	新居浜市江口町～新居浜市北新町	
	市	(市) 新田松神子線	新居浜市北新町～新居浜市新田町1丁目	
	市	(市) 磯浦中新田線	新居浜市新田町1丁目～新居浜市新田町3丁目	
	市	(市) 東浜北通り線	新居浜市多喜浜6丁目～新居浜市多喜浜6丁目	
	市	(市) 本郷西筋線	新居浜市本郷3丁目～新居浜市本郷3丁目	
	市	(市) 端出場1号線	新居浜市立川町～新居浜市立川町	
	市	(市) 北浜西筋線	新居浜市多喜浜6丁目～新居浜市多喜浜6丁目	
	市	(市) 西条20号線	西条市神拝～西条市明屋敷	
	市	(市) 西条16号線	西条市明屋敷～西条市明屋敷	
	市	(市) 丹原池田線	西条市丹原町池田～西条市丹原町池田	
	市	(市) 国道朔日市線	西条市朔日市～西条市ひうち	
	市	(市) 河原津新田線	西条市楠～西条市河原津新田	
	市	(市) 河原津新田支線2	西条市河原津新田～西条市河原津新田	
	市	(市) 西条駅前干拓地線	西条市神拝～西条市大町	
	市	(市) 清楽寺線	西条市小松町新屋敷～西条市小松町新屋敷	
	市	(市) 川原谷大日線	西条市小松町新屋敷～西条市小松町新屋敷	
	市	(市) 川原谷岡村線	西条市小松町新屋敷～西条市小松町新屋敷	
	市	(市) ハイウェイオアシス線	西条市小松町新屋敷～西条市小松町新屋敷	
	市	(市) 中央公園西線	西条市小松町新屋敷～西条市小松町新屋敷	
	市	(市) 堀越線	西条市周布～西条市周布	

一次緊急輸送道路（4 / 5）

番号	管理区分	路線名	区間	備考(主な事業中区間、他路線名)
h	市	(市) 富田縦貫線	今治市高市～今治市喜田村	
	市	(市) 常盤町1号線	今治市常盤町4丁目～今治市常盤町4丁目	
	市	(市) 旭町日吉線	今治市常盤町4丁目～今治市常盤町4丁目	
	市	(市) 門樋多々良線	今治市波方町樋口～今治市波方町樋口	
	市	(市) 大西宮脇2号線	今治市大西町宮脇～今治市大西町宮脇	
	市	(市) 上町・本通線	今治市菊間町浜～今治市菊間町浜	
	市	(市) 宮窪中央線	今治市宮窪町宮窪～今治市宮窪町宮窪	
	市	(市) 大道線	今治市宮窪町宮窪～今治市宮窪町宮窪	
	市	(市) 胡ヶ浜東線	今治市上浦町井口～今治市上浦町井口	
	市	(市) 上浦大池多々羅線	今治市上浦町井口～今治市上浦町井口	
	市	(市) 川岸端線	今治市伯方町木浦～今治市伯方町木浦	
	市	(市) 恵美須鯉池線	今治市旭町3丁目～今治市旭町2丁目	
	市	(市) 青木川13号線	今治市別宮町2丁目～今治市南大門町2丁目	
	市	(市) 大西丸山本線	今治市大西町宮脇～今治市大西町宮脇	
	市	(市) 今治駅天保山線	今治市旭町3丁目～今治市天保山町2丁目	
	市	(市) 宮窪戸代線	今治市宮窪町宮窪～今治市宮窪町宮窪	
	市	(市) 高地矢田線	今治市高地町1丁目～今治市矢田	
	市	(市) 喜田村松木線	今治市喜田村2丁目～今治市喜田村2丁目	
	市	(市) 辰の口・岩谷線	今治市菊間町種～今治市菊間町種	
	市	(市) 中浦線	今治市波方町宮崎～今治市波方町宮崎	
	市	(市) 石井岡ノ内線	今治市石井町4丁目～今治市石井町4丁目	
i	市	(市) 鳥生大浜八町線	今治市東鳥生2丁目～今治市八町東3丁目	
	市	(市) 片原町2号線	今治市片原町1丁目～今治市片原町1丁目	
	市	(市) 片原町1号線	今治市片原町1丁目～今治市片原町1丁目	
	市	(市) 亥ノ谷中央線	今治市上浦町井口～今治市上浦町井口	
	市	(市) 葉山臨海線	今治市菊間町浜～今治市菊間町浜	
	市	(市) 新浜1号線	今治市伯方町叶浦～今治市伯方町叶浦	
	町	(町) 井ノ頭・大木線	上島町魚島～上島町魚島	
	町	(町) 佐島循環線	上島町弓削日比～上島町下弓削	
	町	(町) 立石南寮線	上島町生名～上島町生名	
j	市	(市) 大可賀道後松山港線	松山市祓川1丁目～松山市松江町	
k	市	(市) 松山環状線北部	松山市東長戸4丁目～松山市中央2丁目	
l	市	(市) 松山環状線西部	松山市和泉北2丁目～松山市中央2丁目	
m	市	(市) 松山環状線南部	松山市枝松5丁目～松山市和泉北1丁目	
n	市	(市) 松山環状線東部	松山市岩崎町2丁目～松山市枝松5丁目	
o	市	(市) 梅津寺高岡線	松山市高山町～松山市古三津2丁目	
p	市	(市) 千舟町古川線 他2路線	松山市湊町5丁目～松山市古川南3丁目	(市) 石井252号線、(市) 石井413号線
q	市	(市) 千舟町高岡線 他1路線	松山市千舟町1丁目～松山市南江戸3丁目	(市) 新玉62号線
r	市	(市) 中央循環線	松山市本町3丁目～松山市平和通1丁目	
	市	(市) 東西140号線	松山市勝山町2丁目～松山市勝山町2丁目	
	市	(市) 東雲22号線	松山市勝山町2丁目～松山市北持田町	
	市	(市) 北条中西線	松山市中西内～松山市北条辻	
	市	(市) 北条鴻之坂線	松山市北条辻～松山市北条辻	
	市	(市) 東西145号線	松山市勝山町2丁目～松山市勝山町2丁目	
	市	(市) 東雲38号線	松山市勝山町2丁目～松山市北持田町	
	市	(市) 小栗鷹場線	松山市大手町1丁目～松山市味酒町1丁目 松山市竹原町1丁目～松山市竹原町1丁目	
	市	(市) 東西90号線	松山市宮田町～松山市宮田町	
	市	(市) 南北68号線	松山市宮田町～松山市南江戸1丁目	
	市	(市) 中之川通線	松山市湊町6丁目～松山市湊町4丁目	
	市	(市) 大可賀東西9号線	松山市須賀町～松山市須賀町	
	市	(市) 新玉49号線	松山市北藤原町～松山市竹原町1丁目	
	市	(市) 東雲43号線	松山市岩崎町2丁目～松山市岩崎町2丁目	
	市	(市) 鮎屋町護国神社前線	松山市平和通1丁目～松山市文京町	
	市	(市) 味生136号線	松山市大可賀2丁目～松山市大可賀2丁目	
	市	(市) 味生137号線	松山市大可賀2丁目～松山市大可賀2丁目	
	市	(市) 小野64号線	松山市南梅本町～松山市南梅本町	
	市	(市) 久谷163号線	松山市上野町～松山市上野町	
	市	(市) 浮穴51号線	松山市森松町～松山市森松町	
	市	(市) 余土142号線	松山市保免西4丁目～松山市保免西4丁目	
s	市	(市) 稲荷中村線	伊予市中村八幡～伊予市中村八幡	
	市	(市) 尾崎中村線	伊予市尾崎～伊予市森	
	市	(市) 旗屋柿ノ木2号線	伊予市上三谷～伊予市上三谷	
	市	(市) 八倉下線	伊予市八倉～伊予市八倉	
	市	(市) 日尾野引坂線	伊予市双海町上灘～伊予市双海町上灘	
t	市	(市) 志津川医大線	東温市志津川～東温市志津川	
	市	(市) 牛淵上村線	東温市牛淵字古屋敷～東温市村上字横田	
	市	(市) 高速側道1号線	東温市田窪～東温市田窪	
	市	(市) 高速側道2号線	東温市田窪～東温市田窪	
	町	(町) 総津町中線	砥部町総津～砥部町総津	
	町	(町) 町裏線	砥部町総津～砥部町総津	
	町	(町) 宮内千足線	砥部町宮内～砥部町宮内	
	町	(町) 住安線	久万高原町久万～久万高原町久万	
	町	(町) 病院線	久万高原町久万～久万高原町菅生	
	町	(町) 宮の前明神線	久万高原町菅生～久万高原町菅生	
	町	(町) 宮の前明神支線	久万高原町菅生～久万高原町菅生	
	町	(町) 御山線	久万高原町日野浦～久万高原町日野浦	
	町	(町) 緑ヶ丘線	久万高原町久万～久万高原町久万	
	町	(町) 西谷線	久万高原町柳井川～久万高原町柳井川	
	町	(町) 立野線	久万高原町柳井川～久万高原町柳井川	
	町	(町) 四国カールスト高原線	久万高原町西谷～久万高原町西谷	

一次緊急輸送道路 (5 / 5)

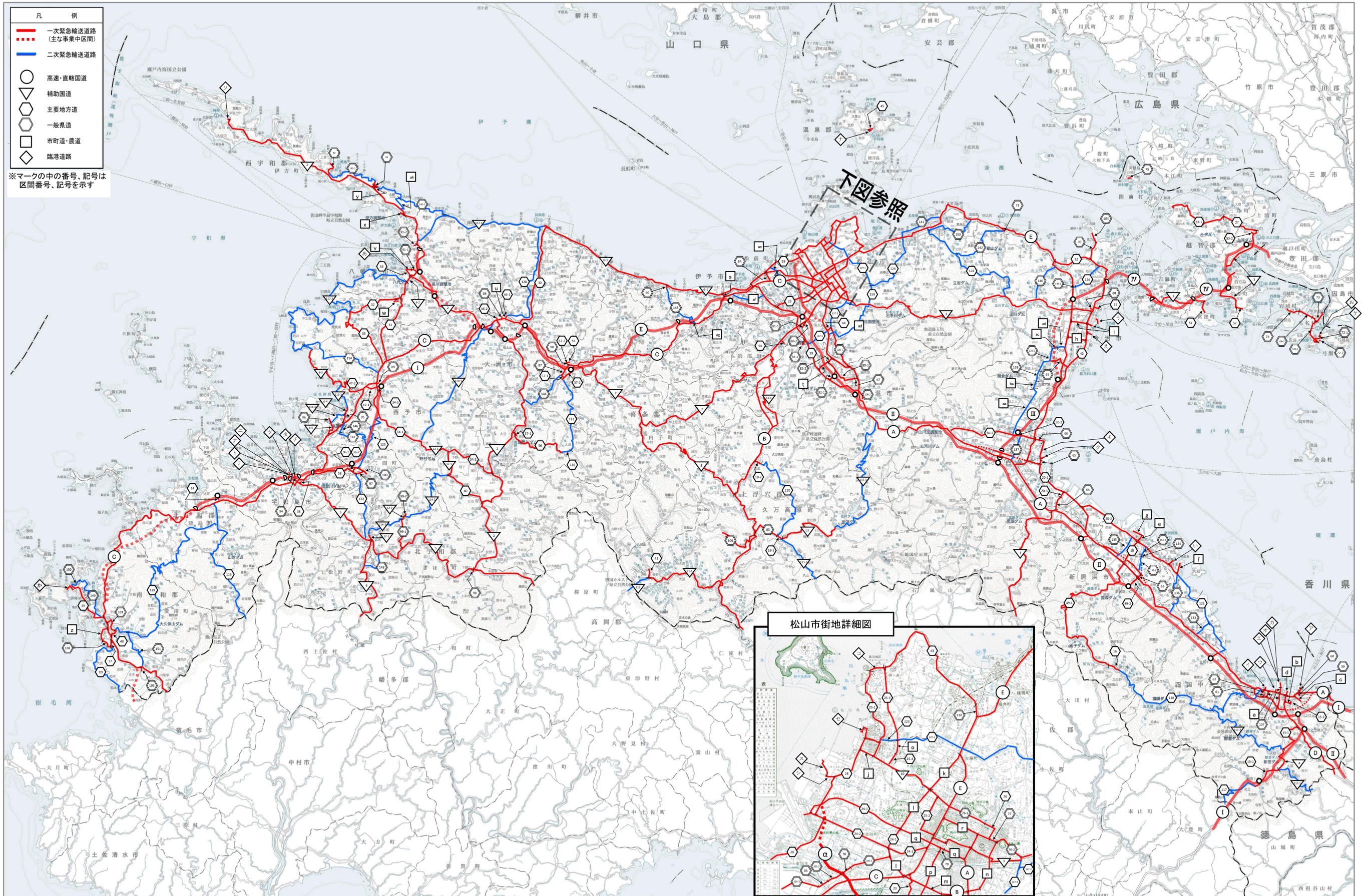
番号	管理区分	路線名	区間	備考(主な事業中区間、他路線名)
u	市	(市) 若宮慶雲寺線	大洲市若宮～大洲市若宮	
	市	(市) 鹿野川橋新町線	大洲市肱川町山鳥坂～大洲市肱川町山鳥坂	
	市	(市) 大洲停車場南線	大洲市中村～大洲市中村	
	市	(市) 離宮線	大洲市中村～大洲市中村	
	市	(市) 北只線	大洲市北只～大洲市北只	
	市	(市) 中村堤防線	大洲市中村～大洲市中村	
	市	(市) 運動公園線	大洲市平野町野田～大洲市平野町野田	
	市	(市) 北只団地1号線	大洲市北只～大洲市北只	
	町	(町) 町村線	内子町寺村～内子町小田	
	町	(町) 役場前四国電力線	内子町小田～内子町小田	
	町	(町) 柿原本線	内子町平岡～内子町平岡	
	町	(町) 榎松線	内子町内子～内子町内子	
	町	(町) 内子喜多山線	内子町内子～内子町内子	
	町	(町) 新田三畝町線	内子町寺村～内子町寺村	
v	市	(市) 矢野町大平線	八幡浜市西近江町～八幡浜市西近江町	
	市	(市) 山崎清水線	八幡浜市保内町宮内～八幡浜市保内町宮内	
	市	(市) 広瀬本町築港線	八幡浜市～八幡浜市広瀬2丁目	
	市	(市) 広瀬横断線	八幡浜市広瀬2丁目～八幡浜市広瀬2丁目	
	市	(市) 駅前通り線	八幡浜市松柏～八幡浜市松柏	
w	市	(市) 布喜川若山線	八幡浜市布喜川～八幡浜市若山	
	市	(市) 北浜4号線	八幡浜市北浜1丁目～八幡浜市北浜1丁目	
	市	(市) 大平市立病院線	八幡浜市大平～八幡浜市大平	
	市	(市) 病院前通り線	八幡浜市大平～八幡浜市大平	
	市	(市) 市立病院横通り線	八幡浜市大平～八幡浜市大平	
x	町	(町) 伊方宮内線 他2路線	伊方町湊浦～伊方町湊浦	(町) 伊方八幡浜線、(町) 湊浦横田線
y	町	(町) 九町九町越線	伊方町九町～伊方町九町	
	町	(町) 三机地区内1号線	伊方町三机～伊方町三机	
	町	(町) 須賀上線	伊方町三崎～伊方町三崎	
	市	(市) 湯の川・くらぬき線	西予市明浜町高山～西予市明浜町高山	
	市	(市) 昭和線	西予市野村町野村～西予市野村町野村	
	市	(市) 坂本中組線	西予市城川町下相～西予市城川町下相	
	市	(市) 朝立53号線	西予市三瓶町朝立～西予市三瓶町朝立	
	市	(市) 朝立55号線	西予市三瓶町朝立～西予市三瓶町朝立	
	市	(市) 旧町地区223号線	西予市宇和町卯之町4丁目～西予市宇和町卯之町4丁目	
	市	(市) 2級路線24号線	西予市宇和町卯之町4丁目～西予市宇和町卯之町3丁目	
	市	(市) 旧町地区175号線	西予市宇和町卯之町3丁目～西予市宇和町卯之町3丁目	
	市	(市) 曙町弁天町線	宇和島市弁天町1丁目～宇和島市弁天町1丁目	
	市	(市) 寿町住吉線	宇和島市弁天町1丁目～宇和島市弁天町2丁目	
	市	(市) 和霊町16号線	宇和島市天神町～宇和島市天神町	
	市	(市) 西小路中央線	宇和島市吉田町西小路～宇和島市吉田町東小路	
	市	(市) 築地町12号線	宇和島市築地町2丁目～宇和島市築地町2丁目	
	市	(市) 築地本線	宇和島市築地町2丁目～宇和島市築地町2丁目	
	市	(市) 朝日町築地線	宇和島市築地町1丁目～宇和島市築地町2丁目	
	市	(市) 鶴島町錦町線	宇和島市錦町～宇和島市鶴島町	
	市	(市) 丸穂町9号線	宇和島市丸穂～宇和島市丸穂町	
	市	(市) 丸穂線	宇和島市丸穂町～宇和島市丸穂町	
	市	(市) 丸穂町7号線	宇和島市丸穂町～宇和島市丸穂	
	市	(市) 御殿内鶴間線	宇和島市吉田町立間尻～宇和島市吉田町鶴間	
	市	(市) 坂下津44号線	宇和島市坂下津～宇和島市坂下津	
	市	(市) 弁天町5号線	宇和島市栄町港3丁目～宇和島市寿町2丁目	
	市	(市) 寿町栄町港線	宇和島市栄町港3丁目～宇和島市栄町港2丁目	
	市	(市) 伊吹町国道線	宇和島市伊吹町～宇和島市伊吹町	
	市	(市) 丸之内桜町線	宇和島市丸之内1丁目～宇和島市堀端町	
	市	(市) 本町追手御殿町線	宇和島市堀端町～宇和島市御殿町	
	市	(市) 法花津中央線	宇和島市吉田町法花津～宇和島市吉田町法花津	
	町	(町) 幸田線	鬼北町大字下鍵山～鬼北町大字下鍵山	
	町	(町) 森の三角ぼうし線	鬼北町大字永野市～鬼北町大字永野市	
	町	(町) 武士狩野線	鬼北町近永～鬼北町近永	
	町	(町) 出日本町永野市線	鬼北町永野市～鬼北町永野市	
	町	(町) 永野市豊岡線	鬼北町永野市～鬼北町永野市	
	町	(町) 学校前線	鬼北町清水～鬼北町清水	
	町	(町) 松丸中央線	松野町松丸～松野町松丸	
z	町	(町) 太郎谷線 他3路線	愛南町城辺甲～愛南町深浦	(町) 鋪越線、(町) 深浦鋪越線、(町) 深浦9号線
	町	(町) 役場線	愛南町一本松～愛南町一本松	
	町	(町) 伊勢町線	愛南町城辺～愛南町城辺	
	町	(町) 大森城山線	愛南町城辺～愛南町城辺	
	町	(町) 久良船越線	愛南町船越～愛南町船越	
あ	市	港湾臨港道路1号線 他1路線	八幡浜市西近江町～八幡浜市沖新田	漁港臨港道路2号線
い	市	(臨港道路) 垣生線	新居浜市多喜浜3丁目～新居浜市垣生3丁目	
う	市	(臨港道路) 天保山大浜線	今治市天保山町2丁目～今治市天保山町6丁目	
え	市	(臨港道路) 富田臨港線	今治市喜田村3丁目～今治市富田新港1丁目	
お	町	(臨港道路) 弓削港臨港道路	上島町弓削下弓削～上島町弓削下弓削	
か	町	(臨港道路) 船越臨港道路	愛南町船越～愛南町船越	

二次緊急輸送道路

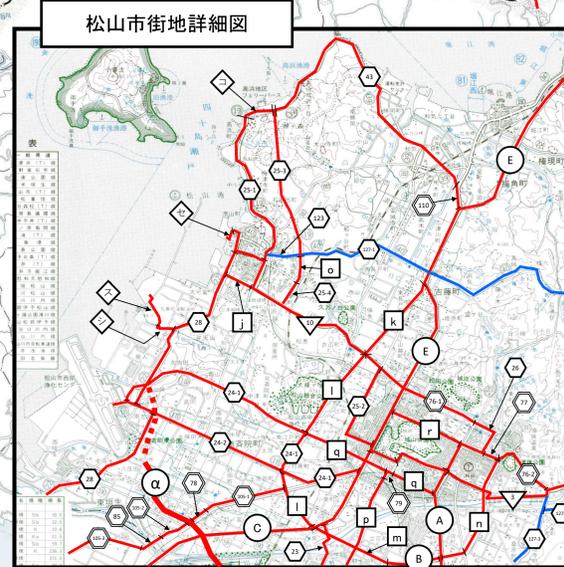
番号	管理区分	路線名	区間	備考(主な事業中区間、他路線名)
111-1	県	一般国道319号	徳島県境～四国中央市新宮町新宮	
111-2			四国中央市新宮町新宮～四国中央市三島金子2丁目	
112-1	県	一般国道378号	大洲市長浜町長浜～八幡浜市保内町宮内	
112-2			八幡浜市矢野町～西予市明浜町高山	
112-3			西予市明浜町儀津～宇和島市吉田町法花津	
112-4			宇和島市吉田町白浦～宇和島市吉田町沖村	
113	県	一般国道440号	久万高原町西谷～高知県境	
114-1	県	一般国道441号	大洲市大洲～西予市野村町河西	
114-2			西予市城川町田穂～鬼北町清水	
114-3			鬼北町清水～鬼北町近永	
115-1	県	一般国道494号	東温市則之内～久万高原町洪草	
115-2			久万高原町東川～高知県境	
116	県	(主) 宿毛津島線	高知県境～宇和島市津島町岩松	
117	県	(主) 川之江大豊線	四国中央市新宮町馬立～高知県境	
118	県	(主) 高知伊予三島線	新居浜市別子山保土野～四国中央市金砂町平野山	
119	県	(主) 宿毛城辺線	高知県境～愛南町垣内	
120	県	(主) 西条久万線	久万高原町七鳥～久万高原町菅生	
121	県	(主) 壬生川新居浜野田線	新居浜市多喜浜～四国中央市土居町野田	
122	県	(主) 北条玉川線	松山市中西内～今治市玉川町竜岡下	
123	県	(主) 松山港線	松山市高山町～松山市三杉町	
124	県	(主) 松山北条線	松山市下伊台町～松山市久保	
125	県	(主) 宇和三間線	西予市宇和町下川～宇和島市三間町務田	
126	県	(主) 今治波方港線	今治市波方町樋口～今治市延喜	
127-1	県	(主) 松山東部環状線	松山市三津1丁目～松山市末町	
127-2			松山市石手1丁目～松山市東野1丁目	
127-3			松山市石手2丁目～松山市鷹子町	
127-4			松山市久米窪田町～松山市小村町	
128	県	(主) 長浜中村線	大洲市長浜町沖浦～大洲市若宮	
129	県	(主) 宇和島城辺線	宇和島市津島町岩淵～愛南町城辺甲	
130	県	(主) 小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松～大洲市河辺町植松	
131	県	(主) 内子河辺野村線	内子町五十崎～大洲市河辺町植松	
132	県	(主) 広見三間宇和島線	鬼北町永野市～宇和島市三間町務田	
133	県	(一) 蕪崎土居線	四国中央市土居町蕪崎～四国中央市土居町中村	
134	県	(一) 多喜浜泉川線	新居浜市郷～新居浜市郷	
135	県	(一) 新居浜港線	新居浜市一宮町～新居浜市中荻町	
136	県	(一) 新居浜土居線	新居浜市阿島～四国中央市土居町上野	
137	県	(一) 南川壬生川停車場線	西条市小松町南川～西条市周布	
138	県	(一) 東予玉川線	今治市朝倉上～今治市朝倉上	
139-1	県	(一) 今治丹原線	今治市延喜～今治市神宮	
139-2			今治市古谷～今治市朝倉上	
140	県	(一) 鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町大野～今治市大西町脇	
141	県	(一) 湯山北条線	松山市粟井～松山市下難波	
142	県	(一) 才之原菊間線	松山市才之原～今治市菊間町	
143	県	(一) 広田双海線	伊予市双海町上灘～伊予市双海町上灘	
144	県	(一) 鳥首五十崎線	大洲市成能～内子町五十崎	
145-1	県	(一) 鳥井喜木津線	伊方町三机～伊方町九町	
145-2			伊方町九町～八幡浜市保内町喜木津	
146	県	(一) 河内立間停車場線	宇和島市吉田町立間～宇和島市吉田町立間	
147	県	(一) 西谷吉田線	宇和島市三間町則～宇和島市吉田町立間	
148	県	(一) 下鍵山松野線	鬼北町興野々～松野町延野々	
149	県	(一) 猿鳴平城線	愛南町中浦～愛南町御荘平城	
150	県	(一) 中浦西海線	愛南町中浦～愛南町船越	
151	県	(一) 一本松城辺線	愛南町広見～愛南町城辺緑乙	
152-1	県	(一) 新居浜東港線	新居浜市郷～新居浜市郷	
152-2			新居浜市郷～新居浜市東田	事業中区間(観音原～東田)
153	県	(一) 粟井浅海線	松山市中西内～松山市浅海本谷	
154	県	(一) 宇和島山線	西予市宇和町卯之町～西予市明浜町宮野浦	
aa	市	(市) 安用実報寺線 他3路線	西条市丹原町願連寺～西条市実報寺	(市) 茂敷新町線、(市) 茂敷東線、(市) 周布吉岡線
ab	市	(市) 上徳町谷線	今治市高市～今治市町谷	
ac	市	(市) 宮ノ窪尾ノ端線	今治市朝倉南～今治市古谷	
ad	市	(市) 平井食場線 他5路線	松山市平井町～松山市末町	(市) 湯山50、75、127号線、(市) 小野159、160号線
ae	町	(町) 筒井徳丸線	松前町筒井～松前町恵久美	
af	市	(市) 稻荷下三谷線 他1路線	伊予市上三谷～伊予市稻荷	(市) 下三谷楠木線
ag	市	(市) 粒野上線	伊予市双海町上灘～伊予市双海町上灘	
ah	町	(町) 湊浦伊方越線	伊方町湊浦～伊方町伊方越	
ba	市	広域営農団地周桑今治地区農道(周越農道)	今治市朝倉上～今治市朝倉上	

愛媛県緊急輸送道路連絡図

【令和6年3月12日現在】



- 凡 例
- 一次緊急輸送道路 (主な事業中間)
 - 二次緊急輸送道路
 - 高速・直轄国道
 - 補助国道
 - 主要地方道
 - 一般県道
 - 市町道・農道
 - 臨港道路
- ※マークの中の番号、記号は区間番号、記号を示す



※ 縮尺の都合上、市町管理道路の一部路線については記載を省略している。

11-2 災害対策自動車班編成表（愛媛運輸支局）

（令和6年4月1日現在）

自愛媛運輸支局長
089-956-1563

貨物支班長 (一社)愛媛県トラック協会 会長 御手洗 安 089-957-1069 霊柩支班長 愛媛県霊柩自動車協会 会長 清水 健吉 0895-62-4155 乗合支班長 (一社)愛媛県バス協会 会長 清水 一郎 089-931-4094 乗用支班長 (一社)愛媛県ハイヤー タクシー協会 会長 渡部 光男 089-941-7481	四国中央地区 分隊長 トーヨー・ロジテック(株) 代表取締役 西岡 斉 0896-24-2700
	新居浜地区 分隊長 明星運輸(株) 代表取締役 明星 元 0897-46-3444
	今治地区 分隊長 四國陸運(株) 代表取締役 門田 大 0898-32-5252
	松山地区 分隊長 伊予商運(株) 常務取締役 中村 仁 089-985-1381
	八幡浜地区 分隊長 保内運送(有) 代表取締役 竹井 伸夫 0894-36-0921
	東宇和地区 分隊長 (有)明浜運送 代表取締役 高間 登 0894-64-0126
	宇和島地区 分隊長 伊豫貨物自動車(株) 代表取締役 土居 大輔 0895-22-5345
	東予地区 分隊長 (有)佐々木葬祭 代表取締役 佐々木孝一 0897-55-3210
	中予地区 分隊長 (有)鶴岡 代表取締役 結城 旬 089-956-0019
	南予地区 分隊長 (有)田村商店 代表取締役 田村 芳久 0895-32-2221
	松山地区 分隊長 伊予鉄バス(株) 代表取締役 清水 一郎 089-948-3140
	今治地区 分隊長 瀬戸内運輸(株) 代表取締役 渡邊 和秀 0898-23-3450
	宇和島地区 分隊長 宇和島自動車(株) 代表取締役 村重 敦 0895-22-2202
	八幡浜地区 分隊長 伊予鉄南予バス(株) 代表取締役 岡田 好功 0894-22-3200
	新居浜地区 分隊長 瀬戸内運輸(株)新居浜営業所 代表取締役 渡邊 和秀 0897-33-9166
	大三島地区 分隊長 瀬戸内海交通(株) 代表取締役 門田 正孝 0897-82-0076
	宇摩地区 分隊長 宇田タクシー(株) 代表取締役 宇田 直器 0896-24-2525
	新居浜・西条地区 分隊長 渡部タクシー(株) 代表取締役 渡部 光男 0897-56-0222
	周桑地区 分隊長 (有)周桑丹原タクシー 代表取締役 渡部 光男 0898-64-2313
	今治地区 分隊長 河南タクシー(有) 代表取締役 平野 勇夫 0898-32-0011
	松山地区 分隊長 伊予鉄タクシー(株) 代表取締役 芳野 雅郎 089-948-3151
	中予地区 分隊長 (有)ツバメハイヤー 代表取締役 伊藤 秀人 089-994-0017
	大洲・喜多地区 分隊長 (有)肱南タクシー 代表取締役 得村 愆 0893-24-0260
	八西地区 分隊長 (株)富士タクシー 代表取締役 三好 正司 0894-23-1000
南予地区 分隊長 宇和島ハイヤー(株) 常務取締役 弓削 利明 0895-22-4544	

11-3 自動車出勤計画表（四国運輸局愛媛運輸支局）

（令和5年12月1日現在）

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出 勤 車 数						備 考		
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤			合 計	
					大	小	大	小	大	小		大	小
四国中央	四国中央市	一 般	トーヨー・ロジテック株式会社	0896-24-2700	1				1		2		
	〃		金生運輸株式会社	0896-58-4356	1				1		2		
	〃		南流勢運輸株式会社	0896-25-3060	1				1		2		
	〃		三島運輸株式会社	0896-24-2049	1				1		2		
	〃		川之江港湾運送株式会社	0896-58-1230			1		1		2		
	〃		株式会社寒川港湾荷役	0896-25-1366			1		1		2		
	〃		真銅産業株式会社	0896-25-1811			1		1		2		
	〃		四国福山通運株式会社四国中央営業所	0896-25-2921			1		1		2		
	〃		丸福運送株式会社	0896-58-4428			1		1		2		
	〃		大西物流株式会社	0896-25-0222			1		1		2		
	〃		タイカワ運輸株式会社	0896-25-2335			1		1		2		
	〃		丸調運輸株式会社	0896-56-5581			1		1		2		
	〃		有限会社高橋運輸	0896-58-4505			1		1		2		
	〃		四国興産有限会社	0896-58-6148			1		1		2		
〃	日本興運株式会社	0896-24-2550			1		1		2				
計					4		11		15		30		
東 予	新居浜市	一 般	明星運輸株式会社	0897-46-3444	1				1		2		
	〃		一宮運輸株式会社	0897-33-0138	1				1		2		
	〃		桑原運輸株式会社	0897-35-1111	1				1		2		
	〃		宝運送株式会社	0897-32-5871			1		1		2		
	〃		森実運輸株式会社	0897-37-0111			1		1		2		
	〃		森実エクスプレス株式会社	0897-37-3350			1		1		2		
	〃		日本通運株式会社四国支店新居浜営業課	0897-46-2294			1		1		2		
	〃		三豊運送株式会社新居浜営業所	0897-46-3143			1		1		2		
	〃		株式会社小川運送	0897-46-1133			1		1		2		
	〃		浜栄倉庫株式会社	0897-33-3161			1		1		2		
	〃	株式会社アトラス	0897-46-3477			1		1		2			
	〃	四国梱包運送株式会社	0897-45-2000			1		1		2			
	〃	住化ロジスティクス株式会社	0897-33-2171			1		1		2			
	〃	西条市	一 般	高瀬運送株式会社	0897-56-2196	1				1		2	
	〃	株式会社あじふく		0898-72-2222	1				1		2		
	〃	株式会社イナミコーポレーション		0897-55-7111			1		1		2		
	〃	有限会社宇佐美運輸		0897-56-2380			1		1		2		
	〃	黒川運送有限会社		0897-57-9621			1		1		2		
	〃	宮雅運輸有限会社		0897-55-8009			1		1		2		
	〃	周桑運送株式会社		0898-64-3120			1		1		2		
〃	丹下建設工業株式会社	0898-65-5568				1		1		2			
〃	株式会社丹下興産	0898-68-7738				1		1		2			
〃	庄内陸運有限会社	0898-64-4587				1		1		2			
〃	道前運送株式会社	0898-64-5115			1		1		2				
計					5		19		24		48		
今 治	今治市	一 般	四國陸運株式会社	0898-32-5252	1				1		2		
	〃		株式会社大西運送	0898-53-3220	1				1		2		
	〃		伊豫運送株式会社	0898-32-5171	1				1		2		
	〃		渦潮運送株式会社	0898-48-5505	1				1		2		
	〃		株式会社大西運輸	0898-53-3377			1		1		2		
	〃		有限会社小川商事	0897-87-2238			1		1		2		
	〃		越智急送有限会社	0897-87-4074			1		1		2		
	〃		くるしま運送有限会社	0898-23-1149			1		1		2		
	〃		四国福山通運株式会社今治支店	0898-48-2222			1		1		2		
	〃		伸栄産業株式会社	0898-22-5550			1		1		2		
	〃		成功開発株式会社	0897-86-3537			1		1		2		
	〃		株式会社せとうち総業	0898-48-5111			1		1		2		
	〃		株式会社藤本重機	0898-22-3480			1		1		2		
	〃		株式会社フレートサービス	0898-35-5854			1		1		2		
〃	株式会社吉忠本社	0898-35-2270			1		1		2				
〃	青鬼運送株式会社	0898-32-0557			1		1		2				
計					4		12		16		32		
小 計					13		42		55		110		

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出勤車数								備考			
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計					
					大	小	大	小	大	小	大	小				
中予	松山	一般	株式会社大西運送松山営業所	089-979-4822	1				1			2				
			城北運送株式会社	089-979-0011	1				1			2				
			愛媛合同物流株式会社	089-979-0056	1				1			2				
			四国名鉄運輸株式会社	089-972-1231	1				1			2				
			有限会社向南運送	089-962-7125	1				1			2				
			伊予運輸有限公司	089-975-0227			1		1			2				
			有限会社愛媛託送	089-924-0110			1		1			2				
			大原運送有限公司	089-945-8586			1		1			2				
			四国総合流通株式会社	089-973-0801			1		1			2				
			四国福山通運株式会社松山支店	089-972-3333			1		1			2				
			重松倉庫株式会社	089-921-3085			1		1			2				
			中島運送有限公司	089-997-0066			1		1			2				
			有限会社西川運送	089-957-4448			1		1			2				
			日進海運株式会社	089-972-1941					1			2				
			大栄海運株式会社	089-951-2288			1		1			2				
			西原資源株式会社	089-905-7810			1		1			2				
			松前町	伊予商運株式会社	089-946-8001	1					1		2			
伊予市	有限会社大野ヶ原物流	089-960-3657			1			1		2						
東温市	株式会社入本物流	089-967-5065	1					1		2						
		カネサ運輸株式会社	089-982-0113	1				1		2						
		四国西濃運輸株式会社	089-951-3111	1				1		2						
		計			11		10		21		42					
		小計			11		10		21		42					
南予	八幡浜大洲	一般	保内運送有限公司	0894-36-0921	1				1			2				
			株式会社フジ物流	0893-23-0381	1				1			2				
			建商株式会社	0894-24-3551			1		1			2				
			丸回企業株式会社	0894-22-4133			1		1			2				
			だいたい運送株式会社	0894-36-1145			1		1			2				
			大洲市	渡辺興業株式会社	0893-52-1143	1				1		2				
				伊豫海運株式会社	0893-52-3131			1		1		2				
				宇和島自動車運送株式会社八幡浜営業所	0894-22-0056			1		1		2				
				城戸運送有限公司	0893-25-0224			1		1		2				
				四国西濃運輸株式会社大洲営業所	0893-24-4170			1		1		2				
				四国福山通運株式会社大洲営業所	0893-25-3700			1		1		2				
				四国名鉄運輸株式会社大洲支店	0893-25-5511			1		1		2				
				中央建設株式会社	0893-24-3556			1		1		2				
				有限会社五郎陸運	0893-25-0324			1		1		2				
			内子町	福田運送有限公司	0893-44-2648	1				1		2				
				新興運輸株式会社	0893-44-3133			1		1		2				
				御祓運送有限公司	0893-43-0726			1		1		2				
		計			4		13		17		34					
南予	東宇和	一般	有限会社明浜運送	0894-64-0126	1				1			2				
			愛媛急配株式会社	0894-72-0062	1				1			2				
			株式会社野村貨物	0894-75-0303			1		1			2				
			有限会社石田運送	0894-62-0359			1		1			2				
			有限会社卯之町重機	0894-62-4258			1		1			2				
			有限会社M・T・Scorporation	0894-62-6330			1		1			2				
			有限会社大野ヶ原運送	0894-76-0856			1		1			2				
			河辺運送有限公司	0894-62-0817			1		1			2				
			三興運輸有限公司	0894-62-1164			1		1			2				
			有限会社西川商運	0894-69-1266			1		1			2				
			大東建設株式会社	0894-62-5501			1		1			2				
			太陽運送株式会社	0894-62-0322			1		1			2				
			東和運送株式会社	0894-66-0621			1		1			2				
				野村運送有限公司	0894-72-3398			1		1		2				
				計			2		12		14		28			
			南予	宇和島	一般	伊予貨物自動車株式会社	0895-22-5345	1				1			2	
						南豫通運株式会社	0895-23-0030	1				1			2	
宇和島自動車運送株式会社	089-973-6161	1							1			2				
末光運送株式会社	0895-22-0717	1							1			2				
宇和島倉庫株式会社	0895-23-0936						1		1			2				
有限会社宇和海運輸	0895-25-3011						1		1			2				
愛媛砂利株式会社	0895-25-2244						1		1			2				
株式会社ガイヤエクスプレス	0895-49-6888						1		1			2				
下波運送株式会社	0895-27-2660						1		1			2				
南予名鉄急配株式会社宇和島営業所	0895-22-1441						1		1			2				
有限会社坂口運送	0895-52-0112						1		1			2				
有限会社勝山運送	0895-44-3020						1		1			2				
マル二運送有限公司	0895-49-6854						1		1			2				
北宇和郡	松丸陸運有限公司	0895-42-0072						1		1		2				
	吉興株式会社	0895-72-0214						1		1		2				
南宇和郡	有限会社滝野産業	0895-72-0214						1		1		2				
	御荘陸運株式会社	0895-72-0098						1		1		2				
	計			4		13		17		34						
	小計			10		38		48		96						
	合計			34		90		124		248						

地区名	包含		事業種別	事業者名	電話番号	出勤車数								備考
	都市別	包含				第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計		
						大	小	大	小	大	小	大	小	
地区名	包含		事業種別	事業者名	電話番号	出勤車数								備考
地区名	都市別	包含				第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計		
						大	小	大	小	大	小	大	小	
東予	新居浜 今治 大三島	新居浜市 今治市 "	乗合 貸切	瀬戸内運輸株式会社新居浜営業所	0897-46-6820			1		1		2		
				" 今治営業所	0898-23-3881	1		1		1		3		
	"	"	瀬戸内海交通株式会社	0897-82-0076		2						2		
	小計					1	2	2		2		5	2	
中予	松山	松山市	乗合 貸切	伊予鉄バス株式会社松山室町営業所	089-941-3574	1		1		4		6		
				" 松山斎院営業所	089-972-2516	1		1		1		3		
	"	"	JR四国バス株式会社松山支店	089-943-5015			3	1			3	1		
	小計					2		5	1	5		12	1	
南予	大洲 八幡浜 "	大洲市 八幡浜市 "	乗合 貸切	宇和島自動車株式会社大洲営業所	0893-24-2171	1		1		1		3		
				伊予鉄南予バス道株式会社八幡浜営業所	0894-22-3200	1		1		1		3		
	"	"		宇和島自動車株式会社八幡浜営業所	0894-22-2400	0		0	1		0			
	宇和島 城辺	宇和島市 南宇和郡		" 宇和島営業所	0895-22-4696	1		2		2		5		
				" 城辺営業所	0895-72-0772	1		1				2		
	小計					4		5		4		13		
合計					7	2	12	1	11		30	3		

(注) 第1次出勤・・・命令受領と同時に出勤
第2次出勤・・・命令受領後1時間以内に出勤
第3次出勤・・・命令受領別に指示するときに出勤

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出 勤 車 数						備 考					
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤			合 計				
					大	小	大	小	大	小		大	小			
東 予	四国中央市 " "	霊柩	㈱コスモス 篠原 一志	0896-58-6889				1		2		3				
			㈹宇摩公益社 相澤 裕二	0896-23-3478				1				1				
			三島公益センター(株) 伊藤 誠史	0896-23-5176					1			1				
	西条市 " "	"	㈹佐々木葬祭 佐々木 孝一	0897-55-3210				1					1			
			西条環境整備(株) 稲井 和久	0897-55-3244						2			2			
			えひめ未来農業協同組合 加藤 尚	0897-37-1004		1								1		
	今治市 " " "	"	"	㈹菅公益社 菅 主浩	0898-33-4444					1			1			
				今治互助センター(株) 青野 忠正	0898-22-3535		1							1		
				㈱ジェイエイ越智今治 曾我 治元	0898-33-5580		1								1	
				㈹大島葬儀社 馬越 美鈴	0897-86-2168						1				1	
小 計						3		3		7		13				
中 予	松山市 " " " " " "	霊柩	㈹せとまる 瀬戸丸 掬	089-993-4949				1				1				
			㈱村田 結城 旬	089-941-4444		2							2			
			㈹鶴岡 結城 旬	089-956-0019		1								1		
			㈱松山公益社 兵頭 和之	089-933-1200				1		1			2			
			㈹高須賀公益葬祭 高須賀 至	089-946-4040						1			1			
			㈱小倉葬祭社 小倉 早織	089-933-3008		1				2			3			
			(株)えん心企画 中村 典充	089-909-9215						1			1			
			㈱愛礼 二宮 悟	089-968-2366						1			1			
	伊予市	伊予郡 砥部町	㈱公益社 福岡 正人	089-982-4242		1		1				2				
	東温市	四国西濃運輸(株)	川上 和則	089-951-3311						2		2				
小 計						5		4		8		17				
南 予	八幡浜市 西予市 " "	霊柩	㈱ジェイエイにしうわ 都築 雅秀	0894-24-1935						1		1				
			㈹清水葬儀社 清水 健吉	0894-62-4155						1		1				
			川田仏具店 川田 覚	0894-72-0225						1		1				
	宇和島市 "	"	㈹野村葬儀社 岡田 周三	0894-72-0081						1		1				
			㈹宇都宮葬儀社 宇都宮 一善	0895-22-2311						1		1				
	南宇和郡 愛南町	㈹田村商店 田村 芳久	0895-32-2221				1				1					
		倉田葬儀社 倉田 栄一	0895-72-0669						1		1					
小 計						0		1		6		7				
合 計						8		8		21		37				

(注) 第1次出勤・・・命令受領と同時に出勤
第2次出勤・・・命令受領後1時間以内に出勤
第3次出勤・・・命令受領別に指示するときに出勤

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出勤車数						備考		
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤			合計	
					大	小	大	小	大	小		大	小
東 予	宇 摩	乗 用	丸ハタクシー株式会社	0896-58-2121		1				1	2		
			川之江タクシー株式会社	0896-58-1188				1				1	
			宇田タクシー株式会社	0896-24-2525		2			1		1	4	
			三島交通株式会社	0896-24-5455		2					2	4	
			まるみタクシー株式会社	0896-23-2323					1			1	
	計				5		3		4		12		
	新 居 浜 西 条	乗 用	あかがねタクシー株式会社	0897-45-0181						1	1		
			愛媛近鉄タクシー株式会社新居浜営業所	0897-37-3070		1				1	2		
			有限会社日新タクシー	0897-32-2764				1			1		
			株式会社駅前タクシー	0897-37-2308		1				1	2		
			有限会社光タクシー	0897-43-7563				1			1		
			渡部タクシー株式会社	0897-56-0222		1				1	2		
	瀬戸タクシー株式会社	0897-56-1130				1			1				
	計				3		3		4		10		
	周 桑	乗 用	有限会社小松タクシー	0898-72-2124					1		1		
			有限会社周桑丹原タクシー	0898-68-7222		1				2	3		
	計				1		1		2		4		
	今 治 越 智	乗 用	瀬戸内タクシー株式会社	0898-32-6115		2		1			3		
			常盤タクシー株式会社	0898-32-0011		1				1	2		
			河南タクシー有限会社	0898-22-6237						2	2		
			株式会社大西運輸	0898-53-3349						1	1		
			有限会社波方タクシー	0898-52-2358						1	1		
			有限会社別所タクシー	0898-55-3001						1	1		
			上浦交通有限会社	0897-87-2400					1	1	2		
有限会社おおしまタクシー			0897-84-2629						1	1			
計				3		2		8		13			
小計						12		9		18		39	
東 温	乗 用	有限会社北条栗井交通	089-993-1290		1					1			
		有限会社栗井タクシー	089-994-0017				1			1			
		川上タクシー 黒瀬 眞壽	089-966-2035		1					1			
計				2		1		0		3			
松 山	乗 用	有限会社森松交通	089-956-2255					1		1			
		有限会社城南タクシー	089-957-5565				1			1			
		松山タクシー株式会社	089-924-8676		3		1		1	5			
		伊予鉄タクシー株式会社	089-948-3151		6		2		1	9			
		愛媛近鉄タクシー株式会社	089-924-8112		5		2		1	8			
		銀座タクシー株式会社	089-971-1515		1		1			2			
		東洋タクシー株式会社	089-931-5905		1				1	2			
		瀬戸内タクシー有限会社	089-915-1221		1				1	2			
		有限会社富士第一交通	089-924-4122		1		1			2			
		前道後タクシー有限会社	089-978-0981				1			1			
		有限会社城北タクシー	089-925-0124						1	1			
		松山西第一交通株式会社	089-972-1215						1	1			
		株式会社仔馬タクシー	089-975-6001						1	1			
		関西タクシー株式会社	089-951-0261		1					1			
		株式会社南海東道後タクシー	089-951-1538						1	1			
日の丸タクシー有限会社	089-932-5656				1			1					
大和交通株式会社	089-931-1795						1	1					
有限会社二神タクシー	089-951-0063						1	1					
計				19		11		11		41			
伊 予 上 浮 穴 郡	乗 用	有限会社ツバメハイヤー	089-982-0456					1		1			
		有限会社郡中タクシー	089-982-0369		1		1			2			
		株式会社伊予観光タクシー	089-982-0123				1			1			
		どるばハイヤー有限会社	089-986-0022				1			1			
		有限会社砥部タクシー	089-958-3311				1			1			
		有限会社松前交通タクシー	089-984-1017		1					1			
		面河タクシー有限会社	0892-21-1220		1		1			2			
		有限会社奥元タクシー	0892-52-2442						1	1			
美川タクシー有限会社	0892-56-0001						1	1					
計				3		5		3		11			
小計						24		17		14		55	

地区名	包含 都市別	事業 種別	事業者名	電話番号	出勤車数								備考			
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計					
					大	小	大	小	大	小	大	小				
南 予	大洲	乗用	有限会社内子タクシー	0893-44-2311				1					1			
			池田タクシー株式会社	0893-44-2191		1				1				2		
			有限会社大洲タクシー	0893-24-3262		1									1	
			有限会社安全タクシー	0893-25-1122		1									1	
			有限会社肱南タクシー	0893-24-0260					1						1	
	計						3		2		1		6			
	八幡浜 西宇和	乗用	アトムタクシー株式会社	0894-22-0777		1		1						2		
			株式会社すみれタクシー	0894-22-0250		1		1						2		
			株式会社富士タクシー	0894-23-1000		1		2						3		
			みかめ観光株式会社	0894-33-2115						1				1		
	計						3		4		1		8			
	東宇和	乗用	有限会社卯之町タクシー	0894-62-0510		1		1		1				3		
			有限会社土居どろんこタクシー	0894-83-0323						1				1		
			有限会社惣川	0894-76-0006						1				1		
	計						1		1		3		5			
北宇和 南宇和 宇和島	乗用	有限会社日吉タクシー	0895-44-2324		1								1			
		近永タクシー有限会社	0895-45-0065		1								1			
		有限会社松野タクシー	0895-42-1108						1				1			
		南予タクシー有限会社	0895-32-2321				1						1			
		有限会社広見タクシー	0895-45-1231						1				1			
		南豫タクシー有限会社	0895-82-1181						1				1			
		井上タクシー 井上 浩治	0895-72-1238					1					1			
		有限会社みなみ交通	0895-72-0034					1					1			
		有限会社御荘タクシー	0895-72-0350		1								1			
		四国自動車交通株式会社	0895-22-2345		1		1		1				3			
宇和島ハイヤー株式会社	0895-22-4544		4		2		3				9					
計						8		6		7		21				
小計						15		13		12		40				
合計						51		39		44		134				

11-4 緊急通行車両の標章並びに通行証（防災危機管理課、県警本部）

緊急通行車両の標章

災害対策基本法施行規則（別記様式第3）

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2線下）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を吟色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

通行車両の証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ⑩ 公安委員会 ⑩
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考：用紙は日本産業規格A4とする。

11-5 海上物資輸送計画（愛媛運輸支局）

（令和6年4月1日現在）

種別 地区	輸送協力名 班	住 所	所 有 船 舶				確保可能 船 舶
			事業 者数	隻数	G/T	D/T	
中予	松山地方 海運組合	松山市海岸通1455-1	16	30	71,903	123,200	災害の種類 及程度に 応じ、別 に定める 計画によ る。
	中予地区 海運組合	松山市海岸通1455-1	25	30	18,182	43,876	
	長浜内航 海運組合	大洲市長浜甲1030-3	9	19	17,165	34,364	
東予	今治地区 海運組合	今治市片原町1-100-3	110	192	270,086	445,123	
	新居浜地区 海運組合	新居浜市西原町2-7-21	36	41	49,945	72,189	
南予	南予内航 海運組合	宇和島市住吉町2-7-14	19	26	33,809	68,019	
	合 計		215	338	461,090	786,771	

11-6 海上人員輸送計画（愛媛運輸支局）

（令和6年4月1日現在）

下段()・・・予備船(正数に含まない)

協 力 班 事業者名称等	住 所	航 路 名	保 有 船 舶			確保可能 船 舶
			隻数	G/T	定員	
新 居 浜 市	新居浜市 一宮町1-5-1	大島/黒島	2	207	315	
住 鋳 物 流 (株)	新居浜市 西原町3-5-3	四阪/新居浜	1	459	151	
芸 予 汽 船 (株)	今治市片原町1-100-3	今治/土生	1 (1)	50 (49)	97 (97)	
大三島ブルー ライン (株)	今治市片原町1-100-3	今治/ 木江・大三島・岡村	1	224	190	
(有)くるしま	今治市波止浜3-6-22	馬島/波止浜	1	19	58	
四 国 開 発 フェリー (株)	今治市共栄町2-3-1	東予/新居浜/ 神戸/大阪	3	45,250	1,256	
シーセブン(有)	今治市伯方町 木浦甲2779-5	宮窪/尾浦	1	19	35	
今 治 市	今治市別宮町1-4-1	津島/幸	1	19	30	
今 治 市	今治市別宮町1-4-1	岡村/今治	2	198	175	
津 島 渡 船 (有)	今治市片原町1-100-3	津島/今治	1 今治市	19 津島/幸航路と同船	30	
上 島 町	越智郡上島町 弓削下弓削210	魚島/弓削/土生	1	52	82	
上 島 町	越智郡上島町 弓削下弓削210	立石/長崎	1 (1)	194 (146)	150 (120)	
岩 城 汽 船 (株)	越智郡上島町岩城623	海原/船越/土生	1 (1)	18 (19)	90 (90)	
岩 城 汽 船 (株)	越智郡上島町岩城623	海原/佐島/土生	1	18	80	
(株)小松商店	今治市菊間町浜88	菊間港/菊間沖	2	26	85	
愛 媛 県 漁 業 協 同 組 合	松山市二番町4丁目6-2	宮窪能島周辺 海域周遊	5	21.6	164	
(株)しまなみ	今治市大浜町1-丙-232-	来島海域周遊	4	47.8	222	
(株)イマダイ コーポレーション	今治市常盤町4-2-8	今治/四阪島	1	260	200	

協 力 班 事業者名称等	住 所	航 路 名	保 有 船 舶			確保可能 船 舶
			隻数	G/T	定員	
松 山 市	松山市二番町4-7-2	中須賀/鹿島	2	36	110	
(有) 新 喜 峰	松山市北条341-1	安居島/北条	1	19	35	
中島汽船(株)	松山市高浜町5-2259-1	三津浜/中島	4 (2)	1,318 (724)	1,001 (578)	
石崎汽船(株)	松山市高浜町5-2259-1	松山/宇品	4	2,124	912	
松山・小倉 フェリー(株)	松山市高浜町5-2259-1	松山/小倉	1	4,277	481	
(株) ごごしま	松山市由良町1234	由良・泊/高浜	2	317	290	
青島海運(有)	大洲市長浜甲1030-3	青島/長浜	1	19	34	
九四オレンジ フェリー(株)	八幡浜市沖新田1586	八幡浜/臼杵	2	5,842	970	
田中輸送(有)	八幡浜市宇沖新田1581-23	大島/八幡浜	1 (1)	56 (15)	78 (43)	
宇和島運輸(株)	宇和島市住吉町3-2-18	八幡浜/別府 八幡浜/臼杵	4	10,396	2253	
盛運汽船(株)	宇和島市 栄町港2-600-15	日振/宇和島	3	298	215	
愛南町	南宇和郡愛南町城辺甲2420	船越/鹿島	1 (1)	16 (19)	50 (67)	
(株) あさ屋	西予市三瓶町朝立 1番耕地548-2	奥地湾周遊	1	18	59	
三好春樹	宇和島市坂下津甲97-5	宇和海諸島周遊	1	10	33	
大岩幸男	西宇和郡伊方町正野26	佐田岬漁港	1	7.9	30	

1 1 - 7 海上保安部所属巡視船艇 (第六管区海上保安本部)

(令和5年4月1日現在)

所 属	船艇名	船艇型	総トン数	乗員	備 考
松 山 海上保安部	いよ	PM500t	650	24	電話、レーダー、方探、VHF、放水銃 高速機動艇
	おきなみ	PC 23m	64	8	電話、レーダー、VHF、放水銃
	いよざくら	CL 20m	26	5	電話、レーダー、VHF、放水銃
今 治 海上保安部	いよなみ	PC 35m	110	12	電話、レーダー、VHF、放水銃
	せとぎり	PC 35m	110	12	電話、レーダー、VHF、放水銃
	いまかぜ	CL 20m	23	5	電話、レーダー、VHF、放水銃
新居浜 海上保安署	はまぎく	CL 20m	23	5	電話、レーダー、VHF、放水銃
宇和島 海上保安部	たかつき	PC30m	100	10	電話、レーダー、方探、VHF、放水銃
	おいつかぜ	CL 20m	26	5	電話、レーダー、VHF、放水銃

11-8 海上保安部航空機要目（第六管区海上保安本部）

（令和6年4月1日現在）

所属	型式	番号	愛称	速力(kt)
広島航空 基地	アグスタAW139型	MH962	せとわし1号	167
	アグスタAW139型	MH963	せとわし2号	167
	アグスタAW139型	MH979	せとわし3号	167

（注）各海上保安部からの派遣要請により随時派遣される。

11-9 海上保安部監視取締艇（第六管区海上保安本部）

（令和6年1月1日現在）

所属	船艇名	備考
松山海上 保安部	でねぶ	
今治海上 保安部	りべら	
新居浜海上 保安署	ふれあです	
宇和島海上 保安部	けんたうるす	

11-10 海上保安部災害時優先電話番号等（第六管区海上保安本部）

（令和6年4月1日現在）

松山海上 保安部	優先番号 089-951-1197	FAX番号 089-951-7796
今治海上 保安部	優先番号 0898-22-0118	FAX番号 0898-22-0118
新居浜海上 保安署	優先番号 0897-32-0118	FAX番号 0897-33-4999
宇和島海上 保安部	優先番号 0895-22-1591	FAX番号 0895-22-1591

11-13 係留施設の諸元 (港湾海岸課)

大型船係留施設(岸壁)の標準寸法

種類	対象船舶	バースの長さ	バースの水深	エプロン幅
貨物船	載貨重量トン数(DWT)			
	1,000 トン	80 m	4.5 m	15 m
	2,000	100	5.5	15
	3,000	110	6.0	15
	5,000	130	7.0	15
	10,000	160	9.0	20
	12,000	170	9.0	20
	18,000	190	11.0	20
	30,000	230	12.0	20
	40,000	250	13.0	20
	55,000	270	15.0	20
	70,000	280	16.0	20
	90,000	310	17.0	20
	120,000	340	19.0	20
150,000	360	20.0	20	
コンテナ船	載貨重量トン数(DWT)			
	10,000 トン	170 m	9.0 m	50~80 m
	20,000	220	11.0	
	30,000	250	13.0	
	40,000	290	13.0	
	50,000	330	14.0	
	60,000	350	15.0	
100,000	410	16.0		
RORO船	載貨重量トン数(GT)			
	3,000 トン	150 m	6.5 m	15 m
	5,000	180	7.5	20
	10,000	220	9.0	20
	20,000	240	10.0	20
	40,000	250	11.0	20
60,000	270	12.0	20	

種類	対象船舶	バースの長さ	バースの水深	エプロン幅
旅客船	総トン数(GT)			
	3,000 トン	130 m	5.0 m	15 m
	5,000	150	5.5	15
	10,000	180	7.0	15
	20,000	220	8.0	20
	30,000	260	8.0	20
	50,000	310	9.0	20
	70,000	340	9.0	20
	100,000	360	10.0	20
自動車専用船	総トン数(GT)			
	3,000 トン	150 m	5.5 m	15 m
	5,000	170	7.0	15
	12,000	180	7.5	20
	20,000	200	8.0	20
	30,000	230	9.0	20
	40,000	240	11.0	20
60,000	260	12.0	20	
タンカー	載貨重量トン数(DWT)			
	1,000 トン	80 m	4.5 m	15 m
	2,000	100	5.5	15
	3,000	110	6.5	15
	5,000	130	7.5	20
	10,000	170	9.0	20
	15,000	190	10.0	20
	20,000	210	11.0	20
	30,000	230	12.0	20
	50,000	260	14.0	20

小型船係留施設(物揚場)の標準寸法

種類	対象船舶	バースの長さ	バースの水深	エプロン幅
小型船	載貨重量トン数(DWT) 700 トン	70 m	4.0 m	10 m

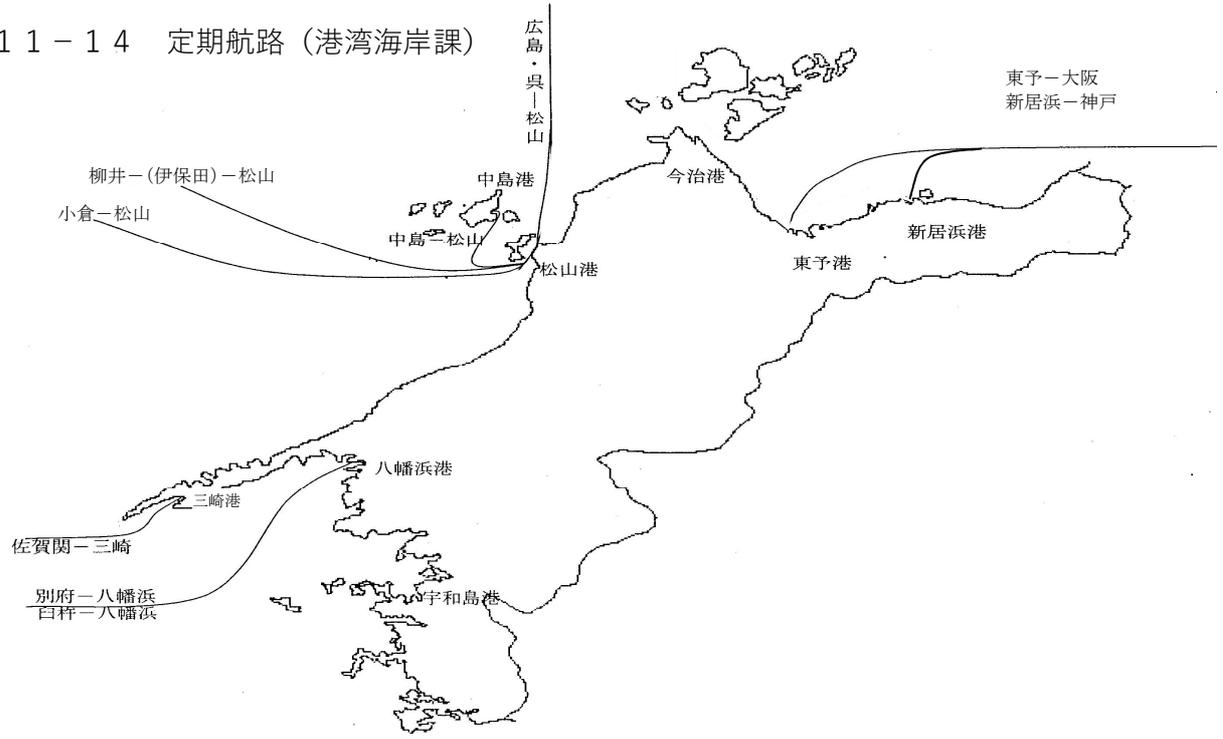
中短距離フェリー(航海距離300km未満)

対象船舶 総トン(GT)	船首尾係船岸のある場合		
	船首尾係船岸長(m)	バースの長さ(m)	バースの水深(m)
400	20	60	3.5
700	20	80	4.0
1,000	25	90	4.5
3,000	25	130	5.5
7,000	30	170	7.0
10,000	30	200	7.5
13,000	35	220	8.0

長距離フェリー(航海距離300km以上)

対象船舶 総トン(GT)	船首尾係船岸のない場合	船首尾係船岸のある場合		
	バースの長さ(m)	船首尾係船岸長(m)	バースの長さ(m)	バースの水深(m)
6,000	190	30	170	7.5
10,000	220	30	200	7.5
15,000	250	40	230	8.0
20,000	260	40	250	9.0

11-14 定期航路 (港湾海岸課)



11-15 災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定（県警本部）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県警備業協会（以下「乙」という。）との間の災害発生時における業務要請に関し、必要な手続等を定めるものとする。

（災害の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、自然災害又は人為的災害で、警察機関のみでは十分な対処ができない大規模災害をいう。

（業務の要請及び提供）

第3条 甲は、愛媛県内において被害が生ずる災害が発生した場合において、災害の状況により必要があると認めるときは、愛媛県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を経由して乙に対し、交通誘導並びに被災地及び避難場所等の警戒活動等被災地域の安全を確保する警備業務（以下「業務」という。）を要請するものとする。

2 甲は、前項の業務を要請するときは、当該業務の内容、要請の期間、場所及び出動警備人員等を明示して行うものとする。

3 乙は、甲からこの協定に基づく業務の要請を受けたときは、災害の状況、可動能力等に応じて業務を提供するものとし、警察本部長が別途指定する基準を満たす警備業者に連絡し、警備員を出動させるものとする。

4 出動警備員は、所属警備業者の指揮に基づき、甲の指定する業務に従事するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき乙が提供した業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額については、労働省発表の最新の賃金構造統計調査結果等を基礎に警備員の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条に定める検定資格取得の有無を考慮して算出された人件費及びその他の必要経費を積算して決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第5条 乙は、業務終了後、警察本部長を経由して甲に対し、出動した警備業者を代表して費用の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を出動した警備業者に支払うものとする。

（出動警備員の災害補償）

第6条 この協定に基づく業務に従事した警備員が負傷し、又は死亡した場合の災害保障は、当該警備員の使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

（損害の賠償）

第7条 業務に従事した警備員が、当該業務の実施に伴い、第三者に損害を与えた場合の損害の賠償は、使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

（訓練等）

第8条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、平素から災害時を想定した教養訓練に努めるものとする。

（広域支援体制の整備等）

第9条 乙は、この協定に基づき、出動を要請された警備員の人員が確保できるよう、愛媛県以外を事業区域とする警備業協会と連携を強化し、協会相互間における広域支援協定を締結するなど体制の整備に努めなければならない。

（協議等）

第10条 この協定の解釈、運用等に疑義を生じたとき、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成9年9月1日から効力を生ずるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年8月25日

甲 愛媛県代表者 知事

伊 賀 貞 雪

乙 社団法人愛媛県警備業協会会長

坪 田 守 雄

災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する細目協定

愛媛県警察本部長（以下「甲」という。） 社団法人愛媛県警備業協会会長（以下「乙」という。）は災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、業務の細目的事項に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容及び警備計画書の提出）

第1条 協定第3条第1項の交通誘導警備に関する業務は、甲が指定した道路等において実施するものとし、当該業務に従事する警備員は、原則として、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条に定める交通誘導警備に関する検定に合格している者を充てるものとする。

2 協定第3条第1項の警戒活動等に関する業務は、甲が指定した警戒場所及び区域において実施するものとする。

3 乙は、前2項の業務を実施するため、甲と協議の上、緊急交通路確保要員配置表及び避難場所等警戒活動要員配置表を作成し、毎年度当初に甲に提出するものとする。

4 前項の規定により作成した緊急交通路確保要員配置表及び避難場所等警戒活動要員配置表の全部又は一部を変更するときは、その都度、甲と乙が協議するものとする。

（出動可能人員表の備付け）

第2条 乙は、警察署の管轄区域を単位として、協定に定める業務を提供し得る県内警備業者ごとの可動警備員数等を記載した出動可能人員表を備え付けておかなければならない。

2 乙は、前項の出動可能人員表を、毎年度当初に、甲に提出しなければならない。

第3条 協定第3条第2項の出動の要請は、文書又は電話等の方法により行うものとする。

2 協定に基づく業務の委託を受けた警備業者は、乙及び指定された配置箇所を管轄する警察署長（以下「署長」という。）と緊密な連携を図るものとする。

（業務の実施）

第4条 協定に基づき業務に従事する警備業者は、警備員の現場責任者の氏名、出動時間及び使用装備資器材等を署長に報告するものとする。

2 甲は、乙の出動後における具体的業務について指示する場合は、要請業務の実施区域を管轄する警察署長を通じて行うものとする。

（業務の完了）

第5条 警備業者は、業務が完了したときは、直ちに署長に報告するものとする。

（災害及び損害の報告）

第6条 乙は、協定に基づく業務の実施により被災し、又は損害が生じたときは、速やかに事案の概要を甲に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成9年9月1日から効力を生じるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年8月28日

甲 愛媛県警察本部長 篠原 渉

乙 社団法人愛媛県警備業協会会長 坪田 守雄

11-16 災害時の物資等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県トラック協会（以下「乙」という。）は、次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等の提供、救援物資の輸送の協力、物流専門家の派遣及び救援物資の保管等を行う施設の開設を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 物流専門家によるアドバイザー業務
- (4) 必要な救援物資の受け入れ、仕分け、保管・管理及び出庫等（以下「物資の保管等」という。）の業務
- (5) その他甲が必要とする応急対策業務

（保管施設等の選定及び報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく要請に対し、速やかに次に掲げる事項を決定し、様式第2号により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 物資の保管等を行う事業者名（対応できる事業者がないときはその旨）、

保管施設の所在地、名称、面積、保管期間、保管品目及び数量

(2) 物流専門家として派遣する者の所属、氏名、派遣期間及び派遣場所

(3) その他参考となる事項

(事故等)

第5条 乙の提供した貨物自動車は、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。

2 事故の発生等により第3条第4号の事業者による物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の保管施設の提供その他の措置を講じ、物資の保管等の継続に努めるものとする。

3 乙は、第3条の業務に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第3号により業務実施内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条第1号、第2号及び第5号の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第11条に基づき貨物自動車運送事業者が届け出している運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

2 第3条第3号の業務に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

3 第3条第4号の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。なお、費用の算出方法については、災害発生直前の愛媛県の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第9条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）

を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第10条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成26年3月18日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 26 年 3 月 18 日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市井門町1081番地1

乙 一般社団法人愛媛県トラック協会

会 長

一般社団法人愛媛県トラック協会
会長 様

愛媛県知事



災害時における物資等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第2条第2項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第3号により報告願います。

記

1 災害の状況及び協力要請を要する理由

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸送区間	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送活動期間	輸送区間	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 物流専門家によるアドバイザー業務

業務内容	人 数	派遣期間	派遣場所	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

5 物資の保管等業務

主な保管品目	数 量	保管期間	保管施設を要する地域名	備 考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

6 その他の応急対策業務

業 務 内 容	輸送期間	輸送区間	備 考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

7 その他

愛媛県知事 様

一般社団法人愛媛県トラック協会
会長 印

災害時における物資等の輸送の業務に係る保管施設等の選定について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 物資の保管等業務

物資の保管等を行う事業者名			
保管施設の 所在地・名称・面積	所在地	名称	面積
保管期間・保管品目・数量	保管期間	保管品目	数量

2 物流専門家によるアドバイザー業務

派遣する者の所属	氏名	派遣期間	派遣場所

3 その他参考となる事項

愛媛県知事 様

一般社団法人愛媛県トラック協会
会長 印

災害時における物資等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第6条の規定により次のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から 地先まで				

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から 地先まで				

3 物流専門家によるアドバイザー業務

業務期日	業務内容	派遣場所	派遣人員数・所属氏名	備考
平成 年 月 日				

4 物資の保管等業務

別紙「保管等業務管理表」のとおり

5 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から 地先まで			

(注) 別紙「保管等業務管理表」を添付すること

11-17-1 災害時の船舶による輸送等に関する協定（企業立地課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛内航海運組合連合会（以下「乙」という。）とは、大規模地震その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「大規模災害時」という。）における船舶による輸送等に対し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。
ただし、緊急を要する場合は、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する組合員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙の組合員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。

- 2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。
- 3 第1項に規定する甲が負担する費用は、乙の組合員が第4条に規定する業務に従事するため、業務開始前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙の組合員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（組合員名簿の提出）

第8条 乙は、所属する組合員のうち、船舶を所有する者の名簿を、毎年1回提出するものとする。

（雑則）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、平成15年4月9日から、その効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年4月9日

松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 加戸 守行

松山市湊町6丁目6の2
乙 愛媛内航海運組合連合会
会長 真木 克朗

愛媛内航海運組合連合会会長 氏名 殿

愛媛県知事 氏名

船舶による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

2 災害応急対策のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

3 その他の応急対策業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

愛媛県知事 氏 名 殿

愛媛内航海運組合連合会会長 氏 名

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第 5 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

3 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先	人	隻	

11-17-2 災害時の船舶による輸送等に関する協定（企業立地課）

愛媛県(以下「甲」という。)と日本内航海運組合総連合会(以下「乙」という。)とは、大規模地震その他の大規模な災害(以下「大規模災害」という。)発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「大規模災害時」という。)における船舶による輸送等に対し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

- (1) 県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 県外において災害が発生したとき
- (3) その他甲が必要と認めるとき

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

(要請の方法)

第4条 第2条の規定による要請は、次に掲げる事項を明示した文書によるものとする。ただし、文書により要請するいとまがない緊急の場合には電話等により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 緊急輸送を必要とする事由
- (2) 日時、場所、用途、輸送物資等
- (3) その他参考となる事項

(業務の実施)

第5条 乙は、第2条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

- 2 甲は、前条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。
- 3 現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対しその状況を電話等により報告し、後日文書により報告するものとする。

(連絡体制)

第7条 甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては産業政策課長とし、乙にあつては調査企画部長とする。

(費用負担)

第8条 甲の要請により、乙の会員が実施した、第3条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

- 2 前項の費用は、乙の会員が第3条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払い)

第9条 乙の会員は、甲の認定を受けた当該業務の実施に要した前条の費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があつたときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(情報提供)

第10条 乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

(従事者の災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した者が、その者の責に帰することができない事由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）」を準用し、甲がその損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成26年2月21日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成26年2月21日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

東京都千代田区平河町2丁目6番4号

乙 日本内航海運組合総連合会

会 長 上 野 孝

1 1 - 1 8 災害時の船舶による輸送等に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県旅客船協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における船舶による輸送等に対し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (3) 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙の会員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

3 第1項に規定する甲が負担する費用は、乙の会員が第3条に規定する業務に従事するため、業務開始前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、所属する会員のうちこの協定に基づく輸送業務に協力できるものの名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成17年2月14日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年2月14日

松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛 媛 県
知 事

松山市三津1丁目4番9号
乙 愛媛県旅客船協会
会 長

愛媛県旅客船協会会長 氏 名 殿

愛媛県知事 氏 名

船舶による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第 2 号により報告願います。

記

1 被災者等の輸送業務

輸 送 人 員 数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
人	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

2 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送者 (物)	輸送数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
輸送者	人	(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	
輸送物		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

3 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	輸送数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

4 その他の応急対策業務

業 務 内 容	業 務 期 間	業 務 場 所	備 考
	(自) 月 日		
	(至) 月 日		

愛媛県知事 氏 名 殿

愛媛県旅客船協会会長 氏 名

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	地先から	回	人	隻	

2 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

	輸送業務期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
輸送者	月 日		人	地先から	回	人	隻	
	月 日							
輸送物	月 日			地先から	回	人	隻	
	月 日							

3 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先	回	人	隻	

11-19 災害時の人員等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県バス協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の人員等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2に基づき、乙の会員が届け出ている運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年8月10日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のう
え、各1通を保有する。

平成24年8月10日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市大手町1丁目7番地4
乙 一般社団法人愛媛県バス協会

会 長

社団法人愛媛県バス協会
会長 様

愛媛県知事



災害時における人員等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

2 ボランティアの輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送者(物)	輸送数	輸送活動期間	輸送区間	備考
輸送者	人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	
輸送物		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 その他の応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

5 その他

愛媛県知事 様

社団法人愛媛県バス協会
会長



災害時における人員等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

2 ボランティアの輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
輸送者 平成 年 月 日			地先から				
輸送物 平成 年 月 日			地先から				

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

1 1 - 2 0 災害時の人員等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県ハイヤー・タクシー協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の人員等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3に基づき、乙の会員が認可を受けている運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年8月10日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のう
え、各1通を保有する。

平成24年8月10日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市大手町1丁目7番地4
乙 愛媛県ハイヤー・タクシー協会

会 長

愛媛県ハイヤー・タクシー協会
会長 様

愛媛県知事



災害時における人員等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

2 ボランティアの輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送者(物)	輸送数	輸送活動期間	輸送区間	備考
輸送者	人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	
輸送物		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 その他の応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

5 その他

愛媛県知事 様

愛媛県ハイヤー・タクシー協会
会長 

災害時における人員等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

2 ボランティアの輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
輸送者 平成 年 月 日			地先から				
輸送物 平成 年 月 日			地先から				

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

1 1 - 2 1 災害時の物資等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号により業務実施内容を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、乙の組合員が届け出ている運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年愛媛県条例第27号)を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(組合員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の組合員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年8月10日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月10日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市高岡町391番地

乙 赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合

理 事 長

様式第1号

第 年 月 日

赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合
理事長 様

愛媛県知事



災害時における物資等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 その他の応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 その他

様式第2号

第 年 月 日

愛媛県知事 様

赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合

理事長



災害時における物資等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から				

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から				

3 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

11-22 覚書

愛媛県警察本部長（以下「甲」という。）及び社団法人日本自動車連盟四国本部愛媛支部長（以下「乙」という。）は、災害等が発生した場合の緊急車両等の通行の妨害となっている放置自動車等の道路障害物の除去に関する警察官の措置命令等（以下「警察官の措置命令等」という。）の権限の行使に関し、下記のとおり了承する。

記

第1 協力要請

甲は、警察官の措置命令等の権限行使に関し、必要がある場合、次の事項を乙に通知して、緊急通行車両等の通行の妨害となっている車両等の排除活動について、協力要請するものとする。

- 1 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- 2 通行妨害車両等の種別及び台数等
- 3 現場指揮官の官職及び氏名
- 4 連絡方法、その他必要な事項

第2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合、現場指揮官の指示に従い、所有する車両及び装備の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

第3 費用

活動に関する費用については、乙の負担とする。

第4 補償

第2の規定により、排除活動に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、負傷または疾病等にかかった場合においては、当該職員の使用人たる乙の責任において補償を行うものとする。

第5 疑義の協議

この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成17年4月22日から適用する。
- 2 この覚書を証とするため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成17年4月22日

甲 愛媛県警察本部長

栗野友介

乙 社団法人日本自動車連盟

四国地方本部愛媛支部長

平松昇

1 1 - 2 3 災害発生時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定書

愛媛県警察本部(以下「甲」という。)と石崎汽船株式会社(以下「乙」という。)は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における船舶による警備部隊等の輸送に対し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、海上における警備部隊等の緊急輸送を確保するため、甲が乙に対して船舶による輸送に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請することができるものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 県内及び県外の警備部隊並びに災害対策のため必要な資機材等の緊急輸送業務
- (2) 被災者等の緊急輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

(業務の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

3 第1項に規定する甲が負担する費用は、業務開始前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(雑則)

第8条 この規定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その

都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成23年8月24日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年 8月 24日

松山市南堀端町2番地2

甲 愛媛県警察本部

本部長

岸 本

吉 生

松山市三津一丁目4番9号

乙 石崎汽船株式会社

代表取締役社長

一 色

昭 造

様式第1号

備 第 号
平成 年 月 日

石崎汽船株式会社
代表取締役社長 氏 名 殿

愛媛県警察本部長

船舶による警備部隊等の輸送業務への協力要請について
みだしのことについて、災害時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定書第2
条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 警備部隊の輸送業務

輸送人員数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
人	(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	

2 警備部隊の輸送に帯同する資機材等の輸送

車 両	備考(車両の区分等)
台	

3 被災者等の輸送

輸送人員数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
人	(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	

4 その他の応急対応業務

業務内容	業 務 期 間	業 務 場 所	備 考
	(自) 月 日 (至) 月 日		

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

愛媛県警察本部長 殿

石崎汽船株式会社
代表取締役社長
氏 名

船舶による警備部隊等の輸送業務の実施状況の報告について
みだしのことについて、災害時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 警備部隊の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	従事人員	船舶数	延べ輸送回数
月 日から 月 日まで	人	から まで	人	隻	回

2 警備部隊の輸送に帯同する資機材等の輸送

車 両	備考(車両の区分等)
台	

3 被災者等の輸送

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	従事人員	船舶数	延べ輸送回数
月 日から 月 日まで	人	から まで	人	隻	回

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員	船舶数	延べ輸送回数
月 日から 月 日まで			人	隻	回

1 1 - 2 4 災害時における自動車等の提供に関する協定書

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と愛媛県レンタカー協会（以下「乙」という。）は次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における自動車等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス及び建設機械等（以下「自動車等」という。）の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し自動車等の提供を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により自動車等の種別、台数、提供期間及び場所、運転者等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、災害応急対策実施のために必要な自動車等の提供とする。なお、甲は、乙から自動車等の提供を受けるときは、当該自動車等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第4条 乙の提供した自動車等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、乙は、速やかに当該自動車等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

（業務完了確認）

第5条 乙は、第3条の業務を完了したときは、当該業務の完了後、速やかに様式第2号により業務実施内容について甲に確認を求めるものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱について」（平成18年3月30日付け、国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届け出している貸渡料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、自動車等の提供の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関しての疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年2月23日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年2月23日

愛媛県松山市南堀端町2番地2
甲 愛媛県警察本部

本部長 岸本 吉生

愛媛県松山市森松町1145番地
乙 愛媛県レンタカー協会

会長 尾崎 義彦

愛媛県レンタカー協会
会長 様

愛媛県警察本部長 印

災害時における自動車等の提供の協力要請について

このことについて、災害時における自動車等の提供に関する協定第2条第2項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況について様式第2号を提出願います。

記

- 1 災害の状況及び協力要請を要する理由
- 2 災害応急対策実施のために必要な自動車等

(1)乗用自動車

乗用自動車の種類	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

(2)貨物自動車

積載量 (t)	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

(3)マイクロバス

定員 (人)	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

(4)建設機械等

建設機械等の種類	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

- 3 その他
提供を受ける時に運転者の免許証を提示します。

愛媛県警察本部長 様

愛媛県レンタカー協会
会長 印

災害時における自動車等の提供の実施状況の報告について

このことについて、災害時における自動車等の提供に関する協定第5条の規定により次のとおり確認してください。

記

1 提供した自動車等

(1)乗用自動車

乗用自動車の種類	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(2)貨物自動車

積載量 (t)	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(3)マイクロバス

定員 (人)	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(4)建設機械等

建設機械等の種類	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

2 その他

11-25 災害時における自動車等の提供に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県レンタカー協会（以下「乙」という。）は次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における自動車等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス及び建設機械等（以下「自動車等」という。）の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し自動車等の提供を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により自動車等の種別、台数、提供期間及び場所、運転者等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、災害応急対策実施のために必要な自動車等の提供とする。なお、甲は、乙から自動車等の提供を受けるときは、当該自動車等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第4条 乙の提供した自動車等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、乙は、速やかに当該自動車等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

（業務完了確認）

第5条 乙は、第3条の業務を完了したときは、当該業務の完了後、速やかに様式第2号により業務実施内容について甲に確認を求めるものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱について」（平成18年3月30日付け、国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届け出している貸渡料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、自動車等の提供の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関しての疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年2月23日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年2月23日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事

愛媛県松山市森松町1145番地

乙 愛媛県レンタカー協会

会長

愛媛県レンタカー協会
会長 様

愛媛県知事 印

災害時における自動車等の提供の協力要請について

このことについて、災害時における自動車等の提供に関する協定第 2 条第 2 項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請業務完了後、速やかにその実施状況について様式第 2 号を提出願います。

記

- 1 災害の状況及び協力要請を要する理由
- 2 災害応急対策実施のために必要な自動車等

(1)乗用自動車

乗用自動車の種類	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

(2)貨物自動車

積載量 (t)	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

(3)マイクロバス

定員 (人)	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

(4)建設機械等

建設機械等の種類	台数	提供期間	提供場所	備考
		年 月 日から 年 月 日まで		

- 3 その他
提供を受ける時に運転者の免許証を提示します。

愛媛県知事 様

愛媛県レンタカー協会
会長 印

災害時における自動車等の提供の実施状況の確認について

このことについて、災害時における自動車等の提供に関する協定第5条の規定により次のとおり確認してください。

記

1 提供した自動車等

(1)乗用自動車

乗用自動車の種類	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(2)貨物自動車

積載量 (t)	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(3)マイクロバス

定員 (人)	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

(4)建設機械等

建設機械等の種類	台数	提供期間	提供場所	返還場所	備考
		日 時間			

2 その他

11-26 大規模災害発生時における相互協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力要請された甲又は乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1）高速道路施設の拠点等としての活用
- （2）緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3）災害対策等に係る資機材、物資の提供
- （4）災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供
- （5）調査・復旧に関する技術的支援
- （6）相互の道路機能の活用
- （7）地域の安全性向上に関する取組み
- （8）その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 協力を要請する甲又は乙は、第2条に定める協力内容を明らかにし、口頭又は電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 第3条に基づく協력에要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時の協力が円滑に実施されるために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

(防災訓練等への相互参加)

第6条 甲及び乙は、平常時よりこの協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施するため、相互に企画・立案する防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、調印の日から平成29年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、5年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年5月31日

愛媛県知事

中村 時広

西日本高速道路株式会社
四国支社長

畑村 雄二

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）は、平成24年5月31日付けで締結した「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

（大規模災害の定義）

第1条 「大規模災害」とは、甲において災害対策本部が設置された災害及び乙において非常体制を構築した災害をいう。

（高速道路施設）

第2条 協定書第2条第1号に定める高速道路施設は、乙が管理する別紙1の施設とする。

（緊急開口部）

第3条 協定書第2条第2号に定める緊急開口部は、乙が管理する別紙2の箇所とする。なお、ここでいう緊急車両とは法律、その他政令、又は県知事により定められた車両をいう。

（資機材、物資）

第4条 協定書第2条第3号に定める資機材、物資は、甲と乙の間で提供可能な資機材、物資について、情報交換するものとする。

（災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供）

第5条 協定書第2条第4号に定める災害情報及び道路情報は、次の項目とする。

- (1) 施設被災の情報
 - (2) 道路交通規制の状況
 - (3) ヘリコプター等により確認した被災状況
 - (4) 避難勧告、避難指示情報
 - (5) その他災害対策に必要な情報
- 2 災害情報及び道路情報の共有のため、甲又は乙が相手方の災害対策本部等に人員派遣が必要と判断した場合は、事前に了承を得て派遣することができるものとする。
- 3 共有した災害情報及び道路情報の道路利用者への提供については、甲及び乙が各々で実施の判断、提供方法の検討を行うものとする。

(調査・復旧に関する技術的支援)

第6条 協定書第2条第5号に定める調査・復旧については、甲が管理する公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物並びに公共建築施設の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対し、乙が技術的に支援するものとする。

(相互の道路機能の活用)

第7条 協定書第2条第6号に定める相互の道路機能の活用にあたっては、緊急車両等輸送路を早期に確保するために、甲、乙相互の管理区分に縛られることなく柔軟に対応するものとする。

(地域の安全性向上に関する取組み)

第8条 協定書第2条第7号に定める地域の安全性向上について、甲及び乙は平時から連携協力し、必要な取組みの実施に努めるものとする。また、大規模災害発災時における道路啓開等の緊急対応についても、甲及び乙は、自己の業務に支障のない可能な範囲で、支援、協力を行うものとする。

(その他必要と認められる事項)

第9条 協定書第2条第8号に定めるその他必要と認められる事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(協力要請)

第10条 協定書第3条に規定する文書は、別記様式第1号のとおりとする。

2 要請を受けた甲又は乙は協力要請に対する回答を口頭又は電話で行い、後日速やかに別記様式第2号の文書を送付するものとする。

3 要請に基づく措置の実施にあたっては、実施内容、実施範囲について相互に十分調整を行うものとする。

4 要請を受けた甲又は乙が、要請に基づく措置を完了した場合は、別記様式第3号により相手方に報告するものとする。

(情報連絡体制)

第11条 甲及び乙は協定書第5条に規定に基づき、担当部局の名称及び連絡先を協定書締結後速やかに別記様式第4号により報告するものとし、変更が生じた場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第12条 本細目協定の有効期間は、平成29年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、5年間有効期間を延長するものとする。その後もまた同様とする。

(その他)

第13条 この細目協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

(施行)

第14条 この細目協定は、平成24年5月31日から施行する。

この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙を統括する職のものが記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年5月31日

甲 愛媛県 県民環境部長

上甲 俊史

乙 西日本高速道路株式会社四国支社
保全サービス事業部長

瀬戸山 聡

別紙1

道路名	施設名	住所	備考
高知自動車道	馬立パーキングエリア（上り）	愛媛県四国中央市新宮町馬立字辺地床向2	
松山自動車道	上分パーキングエリア（上り）	愛媛県四国中央市上分町字松ノ谷866番2	
松山自動車道	上分パーキングエリア（下り）	愛媛県四国中央市上分町字松ノ谷乙17番68	
松山自動車道	入野パーキングエリア（上り）	愛媛県四国中央市土居町入野301-6	
松山自動車道	入野パーキングエリア（下り）	愛媛県四国中央市土井町浦山96	
松山自動車道	石鎚山サービスエリア（上り）	愛媛県西条市小松町大字新屋敷字藍刈乙34-98	
松山自動車道	石鎚山サービスエリア（下り）	愛媛県西条市小松町大字新屋敷字藍刈乙34-4	
松山自動車道	桜三里パーキングエリア（上り）	愛媛県東温市大字松瀬川字船窪乙36番16	
松山自動車道	桜三里パーキングエリア（下り）	愛媛県東温市大字松瀬川字船窪甲1588番3	
松山自動車道	伊予灘サービスエリア（上り）	愛媛県伊予市宮下2804-1	
松山自動車道	伊予灘サービスエリア（下り）	愛媛県伊予市宮下2517-1	
松山自動車道	内子パーキングエリア（上り）	愛媛県喜多郡内子町字城廻2801番3	
松山自動車道	内子パーキングエリア（下り）	愛媛県喜多郡内子町字五百木20番3	

別紙2

道路名	所在地	備考
松山自動車道	本線（下り）117.3K P	幅 5m
松山自動車道	桜三里パーキングエリア（上り）	幅 4m
松山自動車道	本線（下り）169.5K P	幅 4m
松山自動車道	本線（下り）171.3K P	幅 5m
松山自動車道	本線（下り）182.5K P	幅 4m
松山自動車道	本線（上り）193.1K P	幅 5m
松山自動車道	本線（下り）195.9K P	幅 5m
松山自動車道	本線（上り）199.8K P	幅 4m
高知自動車道	本線（上り）60.7K P	幅 4m
高知自動車道	本線（下り）60.7K P	幅 4m
高知自動車道	本線（下り）65.5K P	幅 4m
高知自動車道	本線（下り）71.0K P	幅 4m
徳島自動車道	本線（上り）92.0K P	幅 6m
徳島自動車道	本線（上り）94.4K P	幅 6m

別記

様式第1号

協力要請書

平成 年 月 日

(被要請者)

様

(要請者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定第10条第1項に基づき、下記のとおり協力要請します。

記

- 1 協力要請を必要とする状況
- 2 必要とする協力の内容

必要とする協力の内容	数量	場所	備考

- 3 問合せ先

(組織名称・担当者名)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以上

別記
様式第2号

協力要請回答書

平成 年 月 日

(要請者)

様

(被要請者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定第10条第2項に基づき、平成 年 月 日付で協力要請のあった件について、下記のとおり協力します。

記

1 協力の内容

協力の内容	数量	場所	備考

2 問合せ先

(組織名称・担当者名)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

別記

様式第3号

協力要請履行報告書

平成 年 月 日

(要請者)

様

(被要請者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定第10条第4項に基づき、平成 年 月 日付で協力要請があった件について、下記のとおり履行しましたので報告します。

記

1 履行した内容

協力の内容	数量	場所	備考

2 問合せ先

(組織名称・担当者名)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

別記

様式第4号

連絡体制報告書

平成 年 月 日

(被報告者)

様

(報告者)

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」の細目協定第11条に基づき、連絡体制について、下記のとおり報告します。

記

1 時間外及び休日以外の連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

2 時間外及び休日の連絡先 (時間外 ○:○○~○:○○)

(1) 第1連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

(2) 第2連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

以 上

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県自動車車体整備協同組合（以下「乙」という。）は次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件及び一般交通の用に供する道路における車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項、第2項及び第73条第1項の規定に基づき甲が実施する車両等排除業務並びに同法第76条の3第2項の規定に基づき警察官が実施する車両等排除業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、車両等排除業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により次の事項を通知して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (2) 協力を必要とする場所
- (3) 妨害となっている車両等（以下「妨害車両等」という。）の種類及び台数
- (4) 現場指揮官の所属、職及び氏名
- (5) 連絡方法
- (6) その他必要な事項

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、乙の組合加入者が所有する車両、装備等の範囲内で車両等排除業務に協力するものとする。この場合において、妨害車両等の移動は前条第2項第4号の現場指揮官の立ち会いのもと行うものとする。

2 乙は、車両等排除業務を開始するときは、開始時間、責任者並びに出動員氏名及び車両数を甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の車両等排除業務に要した費用は、乙の負担とする。ただし、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件以外の車両その他の物件の排除業務に要した費用のうち、甲が乙に当該業務を要請した日から起算して7日を経過した日以後に行った業務に関する費用については、甲が負担することとし、その算出方法は、実費相当額を勘案して甲乙双方が協議して定めるものとする。

（補償）

第5条 第2条の規定により車両等排除業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中

「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
 - (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合
- 2 車両等排除業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は車両等排除業務実施者の資機材等に損害が生じた場合は、車両等排除業務実施者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について双方協議するものとする。

(細目)

第6条 この協定に基づく車両等排除業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれから文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月7日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県

知事 中村 時 広

愛媛県松山市森松町1075番地の2
乙 愛媛県自動車車体整備協同組合

理事長 重松 昭

11-28-1 災害時における車両等の排除業務に関する細目協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県自動車車体整備協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における車両等の排除業務に関する協定（以下「基本協定」という。）の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動業者への直接要請）

第1条 通信が途絶した場合等不測の事態が生じた場合、又は早急に妨害となっている車両等（以下「妨害車両等」という。）を移動する必要がある場合には、基本協定第2条第2項の規定にかかわらず、甲は出動業者（基本協定前文「車両等排除業務」に従事する事業者をいう。以下同じ。）に直接要請することができるものとする。

2 甲から直接要請を受けた出動業者は、要請内容、出動者の氏名及び出動車両を書面又は口頭で速やかに乙へ報告しなければならない。

（業務終了の報告）

第2条 車両等排除業務を終了した出動業者は、乙に対し、車両等排除業務報告書を提出するとともに、口頭又はその他の方法で甲に業務終了の通知をするものとする。

2 乙は、前項の報告をまとめ、業務の結果を一括して甲に対し報告するものとする。

（要請された業務の優先）

第3条 乙は、甲の車両等排除業務要請が他の機関又は民間からの出動依頼と重複したときは、甲の要請をできる限り優先するものとする。ただし、甲の要請が他の機関又は民間の出動依頼の後でなされたときは、甲と乙が協議の上、優先順位を決定するものとする。

（業務費用及び請求方法）

第4条 基本協定第4条の実費相当額は燃料費及び食料費とし、乙は、甲から要請された業務の終了後に、甲に請求するものとする。

（破損に係る通知）

第5条 乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、現場指揮官の指示により妨害車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において妨害車両等を破損したときは、甲に対して速やかにその状況を通知するものとする。

（組織体制等の報告）

第6条 乙は、事務局の所在地、体制、規約、役員、組合加入者及び連絡方法を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、組合加入者ごとの出動可能人数・車両を記載した一覧表及び緊急時の連絡体制表を作成し、事務局に備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項及び第2項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書面で通知するものとする。

（平時の措置）

第7条 乙は、車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から車両の維持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月7日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県

知事 中村 時 広

乙 愛媛県松山市森松町1075番地の2
愛媛県自動車車体整備協同組合

理事長 重松 昭

11-28-2 災害時における車両等の排除業務に関する細目協定書

愛媛県警察（以下「甲」という。）と愛媛県自動車車体整備協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における車両等の排除業務に関する協定（以下「基本協定」という。）の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 基本協定第2条のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の3第2項の規定に基づく警察官が実施する車両等排除業務に係る協力要請は、愛媛県に代わり甲が乙に行うものとする。

（出動業者への直接要請）

第2条 通信が途絶した場合等不測の事態が生じた場合、又は早急に妨害となっている車両等（以下「妨害車両等」という。）を移動する必要がある場合には、基本協定第2条第2項の規定にかかわらず、甲は出動業者（基本協定前文「車両等排除業務」に従事する事業者をいう。以下同じ。）に直接要請することができるものとする。

2 甲から直接要請を受けた出動業者は、要請内容、出動者の氏名及び出動車両を書面又は口頭で速やかに乙へ報告しなければならない。

（業務実施時の立会い）

第3条 出動業者が、車両等排除業務を実施しようとする場合には、妨害車両等の在る現場において警察官の立会いにより、その指示の下に行うものとする。

（業務終了の報告）

第4条 車両等排除業務を終了した出動業者は、乙に対し、車両等排除業務報告書を提出するとともに、口頭又はその他の方法で甲に業務終了の通知をするものとする。

2 乙は、前項の報告をまとめ、業務の結果を一括して甲に対し報告するものとする。

（要請された業務の優先）

第5条 乙は、甲の車両等排除業務要請が他の機関又は民間からの出動依頼と重複したときは、甲の要請をできる限り優先するものとする。ただし、甲の要請が他の機関又は民間の出動依頼の後でなされたときは、甲と乙が協議の上、優先順位を決定するものとする。

（業務費用及び請求方法）

第6条 基本協定第4条の実費相当額は燃料費及び食料費とし、乙は、甲から要請された業務の終了後に、愛媛県に請求するものとする。

（破損に係る通知）

第7条 乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、現場警察官の指示により妨害車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において妨害車両等を破損したときは、甲に対して速やかにその状況を通知するものとし、甲は、当該事実の発生について愛媛県に通知するものとする。

（組織体制等の報告）

第8条 乙は、事務局の所在地、体制、規約、役員、組合加入者及び連絡方法を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、組合加入者ごとの出動可能人数・車両を記載した一覧表及び緊急時の連絡体制表を作成し、事務局に備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

する。

3 乙は、第1項及び第2項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書面で通知するものとする。

(平時の措置)

第9条 乙は、車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から車両の維持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月7日

甲 愛媛県松山市南堀端町2番地2

愛媛県警察本部

本部長 川邊 俊一

乙 愛媛県松山市森松町1075番地の2

愛媛県自動車車体整備協同組合

理事長 重松 昭

11-29 災害時における物資の保管等に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県冷凍協会（以下、「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における必要な救援物資の受け入れ、仕分け、保管・管理及び出庫等（以下「物資の保管等」という。）及び物流専門家の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資の保管等及び物流専門家の派遣に関し、甲が乙に対して協力を要請するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、物資の保管等を行う施設の開設又は物流専門家の派遣の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、様式1により要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出する。

（1）災害の状況及び協力を要請する事由

（2）物資の保管等に係る保管施設を必要とする地域の名称、保管期間、主な保管品目及び数量

（3）物流専門家の派遣に係る業務内容、派遣人数、派遣期間及び派遣場所

（4）その他参考となる事項

2 市町（独自に乙と協定を締結している市町を除く。）が物資の保管等又は物流専門家の派遣を必要とするときは、市町の要請に基づき、甲は乙に対し、市町に代わって前項の規定による要請を行うことができる。

3 乙は、甲から前二項の規定に基づく要請があったときは、可能な限り協力し、物資の保管等及び物流専門家の派遣を行うものとする。

（保管施設等の選定及び報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づく要請に対し、速やかに次に掲げる事項を決定し、様式2により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）物資の保管等を行う事業者名（対応できる事業者がないときはその旨）、保管施設の所在地、名称、面積、保管期間、保管品目及び数量

（2）物流専門家として派遣する者の所属、氏名、派遣期間及び派遣場所

（3）その他参考となる事項

（実施状況の報告）

第4条 乙は、本協定に基づく業務を完了したときは、甲に対し、様式3により実施状況を報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が物資の保管等に要した費用は、甲又は甲に要請した市町が負担するものとする。なお、費用の算出方法については、災害発生直前の愛媛県の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙が物流専門家の派遣に要した費用は、甲乙協議して決定し、甲又は甲に要請をした市町が負担するものとする。

3 乙は、前二項に基づく費用の決定をする前に、第3条第1号の事業者及び同条第2号の派遣する者の同意を得なければならない。

4 費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲に要請した市町から支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第6条 事故の発生等により第3条第1号の事業者による物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の保管施設の提供その他の措置を講じ、物資の保管継続に努めるものとする。

2 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第7条 本協定により業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年愛媛県条例第27号)を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、乙又は当該従事者が締結した損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(関係市町との連絡)

第8条 本協定に基づく業務の実施に当たり、関係市町との連絡調整は、原則として甲が実施する。

(担当窓口の報告等)

第9条 甲及び乙は、担当者の氏名、連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度、報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月7日

松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛媛県

知事 中村 時 広

松山市千舟町4丁目5番地4
松山千舟454ビル5階
乙 愛媛県冷凍協会

会長 神野 洋 一

(注) 同様の協定を次の団体と締結している。

団体名	協定締結年月日	協定締結者
愛媛県倉庫協会	平成26年3月18日	会長 廣江 和男

愛媛県冷凍協会
会長 様

愛媛県知事



災害時における物資の保管等に係る協力要請について

このことについて、災害時における物資の保管等に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり貴団体による協力を要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する事由

2 物資の保管等業務

保管施設を必要とする 地域の名称	保管期間	主な保管品目	数量

3 物流専門家の派遣業務

業務内容	派遣人数	派遣期間	派遣場所

4 その他参考となる事項

愛媛県知事 様

愛媛県冷凍協会
会長

印

災害時における物資の保管等に係る保管施設等の選定について

このことについて、災害時における物資の保管等に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 物資の保管等業務

物資の保管等を行う事業者名			
保管施設の 所在地・名称・面積	所在地	名称	面積
保管期間・保管品目・数量	保管期間	保管品目	数量

2 物流専門家の派遣業務

派遣する者の所属	氏名	派遣期間	派遣場所

3 その他参考となる事項

愛媛県知事 様

愛媛県冷凍協会
会長



災害時における物資の保管等に関する協定に係る業務の実施について

このことについて、災害時における物資の保管等に関する協定第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 物資の保管等業務の実施状況
別紙「保管等業務管理表」のとおり

- 2 物流専門家の派遣業務の実施状況

業務期日	業務内容	派遣場所	派遣人員数・所属氏名	備考

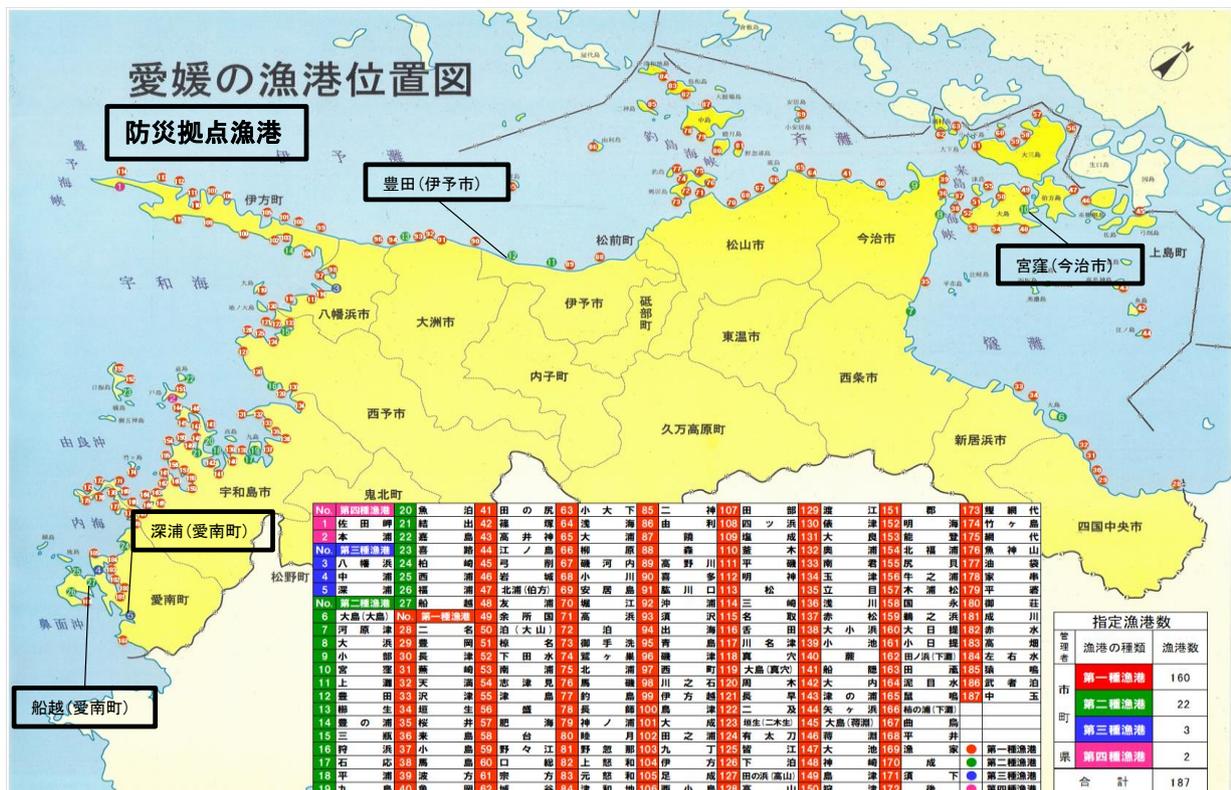
（注）別紙「保管等業務管理表」を添付すること

保管等業務管理表

品目	日時	担当者	搬入		搬出		保管量
			数量	搬送元	数量	搬送先	
月	日	時 (分)	時点集計				
月	日	時 (分)	時点集計				
月	日	時 (分)	時点集計				

(注)時点集計欄には、搬入、搬出の合計数量及び集計時点での保管量を記載すること

11-30 愛媛県漁港位置図（漁港課）



分類	燧灘	伊予灘	豊後水道	計	備考
第4種漁港	—	—	(1) 2	(1) 2	離島その他辺地において、漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの
第3種漁港	—	—	(0) 3	(0) 3	利用範囲が全国的なもの
第2種漁港	(1) 4	(0) 4	(2) 14	(3) 22	利用範囲が第1種漁港より広く第3種漁港に属さないもの
第1種漁港	(10) 34	(18) 46	(5) 80	(33) 160	利用範囲が地元の漁業を主とするもの
計	(11) 38	(18) 50	(8) 99	(37) 187	

※（上段）：離島分で内数

※県管理漁港：第4種（佐田岬、本浦）

11-31 重要物流道路及びその代替・補完路(道路建設課・道路維持課)

- ・重要物流道路
 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として指定する路線。
- ・代替・補完路
 重要物流道路の脆弱区間の代替路及び災害拠点(備蓄基地・総合病院等)への補完路で国土交通大臣が指定する路線。

重要物流道路(候補路線、計画区間、事業区間、供用区間)

令和5年4月1日に国土交通大臣が指定した重要物流道路の路線名および指定区間は以下のとおり。(国土交通省報道発表資料より愛媛県関係を抜粋)

(候補路線)

路線名	経過する都道府県・政令市
四国縦貫自動車道	徳島県、愛媛県
四国横断自動車道	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
本州四国連絡道路	広島県、愛媛県
今治小松自動車道	愛媛県
大洲・八幡浜自動車道	愛媛県
高知松山自動車道	愛媛県、高知県
松山外環状道路	愛媛県

(計画区間)

路線名	計画区間(起点～終点)
四国横断自動車道	愛媛県南宇和郡愛南町中川付近 ～ 愛媛県南宇和郡愛南町御井平城付近

(事業区間)

路線名	指定区間
一般国道十一号	東かがわ市伊座字池築三一五番一から同市白鳥字田中にある一般国道三百十八号との交差点まで、東かがわ市中山にある香川県道十号との交差点から同市小砂七〇番一まで、四国中央市川之江字須山三三八〇番一から同市上分町宇楽安にある愛媛県道五号との交差点まで、新居浜市船木字長野二二〇番一から同市東白一丁目にある愛媛県道百三十四号との交差点まで、新居浜市西菅光地町にある愛媛県道十一号との交差点から同市本郷一丁目にある愛媛県道百三十六号との交差点まで、西条市小松町新屋敷字権内甲一六九番一から同市小松町南川にある愛媛県道百四十四号との交差点まで及び西条市小松町砂口島森甲八五三番三から同市小松町砂口字鶴巻々元甲二九九番二地先まで
一般国道三十三号	高知県高岡郡越知町越知にある高知県道十八号との交差点から同郡同町越知字ケ谷口四四二〇番一地先まで及び松山市北土居町にある一般国道三十三号との交差点から同市来住町にある一般国道十一号との交差点まで
一般国道五十六号	四万十町中央インターチェンジから四万十町西インターチェンジまで、馬瀬川インターチェンジから四万十町インターチェンジまで、宿毛新港インターチェンジ(仮称)から一本松インターチェンジ(仮称)まで、御井インターチェンジ(仮称)から津島岩松インターチェンジまで及び余戸南インターチェンジから松山市北吉田町にある愛媛県道十九号との交差点まで
一般国道百九十六号	今治インターチェンジから今治港ノ浦インターチェンジまで
一般国道百九十七号	大洲市北只にある一般国道五十六号との交差点から八幡浜東インターチェンジまで

(供用区間 1/2)

路線名	指定区間
四国縦貫自動車道	徳島県
四国横断自動車道阿南四万十線	徳島津田インターチェンジから四万十町中央インターチェンジまで(須崎東インターチェンジから須崎西インターチェンジまでを除く。)
四国横断自動車道愛南大洲線	宇和島北インターチェンジから大洲北インターチェンジまで
一般国道十一号	徳島市からとぎ橋一丁目にある一般国道五十五号との交差点から松山市二番町四丁目にある一般国道五十六号との交差点まで
一般国道三十三号	高知市本町五丁目にある一般国道三十三号との交差点から松山市小坂五丁目にある一般国道十一号との交差点まで
一般国道五十六号	高知市知寄町一丁目にある一般国道三十三号との交差点から松山市二番町四丁目にある一般国道十一号との交差点まで(三好市池田町白地にある一般国道三十三号との交差点から同市井川町にある一般国道十一号との交差点から徳島市徳島本町一丁目にある一般国道十一号との交差点まで(三好市池田町白地にある一般国道三十三号との交差点から同市井川町にある一般国道三十三号との交差点までを除く。)
一般国道百九十六号	松山市大手町一丁目にある一般国道五十六号との交差点から西条市小松町新屋敷にある一般国道十一号との交差点まで及び今治港ノ浦インターチェンジからいよ小松ジャンクションまで
一般国道百九十七号	大洲市北只にある一般国道五十六号との交差点から愛媛県西宇和郡伊予町三崎にある愛媛県道二百五十六号との交差点まで及び大分市大手町にある大分市道遊歩公園東線との交差点から同市中央町にある一般国道十号との交差点まで及び同市大字久土にある大分市道城原久土線との交差点から同市大字宮河内にある大分県道大分日杉線との交差点まで(八幡浜東インターチェンジとの交差点から八幡浜市江士一丁目及び同市保内町須川を経て保内インターチェンジとの交差点までを除く。)
一般国道三百十七号	西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまで及び今治市片山二丁目にある一般国道百九十六号との交差点から同市別宮町一丁目にある愛媛県道十四号との交差点まで
一般国道三百二十号	宇和島市坂下津甲四百七番百二十五地先にある一般国道五十六号との交差点から宇和島市栄町港三丁目千番六にある一般国道五十六号との交差点まで
一般国道四百三十七号	松山市古三津二丁目千二百八十五番三にある愛媛県道十九号との交差点から松山市古三津六丁目千九百九十三番二まで及び松山市三津二丁目四百九番地先にある愛媛県道二十二号との交差点から松山市三津一丁目三百四番地先まで
愛媛県道四号	宇和島市津島町高田にある一般国道五十六号との交差点から津島高田インターチェンジとの交差点まで
愛媛県道十一号	新居浜市本町甲七百四十四番にある愛媛県道十三号との交差点から新居浜市松原町甲四百八十七番五にある一般国道十一号との交差点まで
愛媛県道十三号	西条市小松町新屋敷字三ノ坪甲千五百三十三番七にある一般国道百九十六号との交差点から西条市下島山字井ノ上甲千三百四十五番一先にある一般国道十一号との交差点まで及び新居浜市江口町乙九百七十九番一から新居浜市多喜浜一丁目二百三十四番二まで
愛媛県道十四号	今治市片原町二丁目百五二から今治市別宮町一丁目二番九地先にある一般国道三百十七号との交差点まで
愛媛県道十八号	松山市南吉田町二千七百二十五番五地先から松山市南吉田町千七百二十八番一先にある愛媛県道二十二号との交差点まで
愛媛県道十九号	松山市高浜町六丁目千六百五番三から松山市内浜町二十番六地先にある愛媛県道四十号との交差点まで及び松山市古三津二丁目千三百六十八番一にある愛媛県道百八十六号との交差点から松山市古三津二丁目千八百八十四にある一般国道四百三十七号との交差点まで及び松山市中央二丁目二千三百二にある一般国道四百三十七号との交差点から松山市中央一丁目八百八十三番二にある愛媛県道百八十七号との交差点まで
愛媛県道二十二号	松山市南吉田町三百八十九番五地先から松山市南吉田町千四百六十六番一先にある愛媛県道十八号との交差点まで及び松山市南吉田町千六百八十二番七にある愛媛県道十八号との交差点から松山市三津三丁目三百四番二地先にある一般国道四百三十七号との交差点まで及び松山市南吉田町三百八十八番八から松山市南吉田町三百七十三番四まで
愛媛県道三十二号	宇和島市三間町務田にある愛媛県道二百八十三号との交差点から三間インターチェンジとの交差点まで
愛媛県道二十九号	西予市宇和町卯之町四丁目五百二十番四にある一般国道五十六号との交差点から西予市宇和インターチェンジとの交差点まで
愛媛県道三十八号	今治市喜田村二丁目二百四十二番四から今治市常盤町四丁目一第一地先にある一般国道三百十七号との交差点まで
愛媛県道四十七号	新居浜市船木字権之内にある一般国道十一号との交差点から新居浜市インターチェンジとの交差点まで
愛媛県道百四十三号	西条市今在家千四百三十八番地から西条市光見字権内戊九十七番にある愛媛県道十三号との交差点まで
愛媛県道百五十七号	今治市別宮町一丁目百五三から今治市別宮町一丁目百五三にある一般国道三百十七号との交差点まで
愛媛県道百八十七号	松山市中央一丁目八百八十二番二にある愛媛県道十九号との交差点から松山市本町六丁目六番七地先にある一般国道百九十六号との交差点まで
愛媛県道百九十九号	松山市余戸南三丁目千四百四十四番にある一般国道五十六号との交差点から松山市余戸南二丁目二千三百三十一番三まで
愛媛県道二百四十九号	八幡浜市大平一第一番地三番七にある一般国道百九十七号との交差点から八幡浜市宇百五三番三番二番地先まで
愛媛県道二百五十六号	愛媛県西宇和郡伊予町三崎千七百五七から愛媛県西宇和郡伊予町三崎千七百五六にある一般国道百九十七号との交差点まで
愛媛県道二百六十八号	宇和島市築地町一丁目千番一から宇和島市春町一丁目千番一にある一般国道五十六号との交差点まで
愛媛県道三百二十三号	四国中央市妻島町字江ノ西二千二百二番一から四国中央市妻島町字足鏡千七百七十四番二にある一般国道十一号との交差点まで
愛媛県道二十三号	伊予市下吾川にある一般国道五十六号との交差点から伊予市上三谷にある伊予市道豊原榎ノ木二番二との交差点まで
松山市道梅津寺高岡線	松山市内浜町二十番六地先から松山市津野一番四地先まで
松山市道大可賀道後松山港線	松山市若葉町八番一先から松山市松江町三番十二地先まで
松山市道松山環状線北部	松山市中央二丁目七十六番七地先から松山市久乃ノ方三百八十八番一先地先まで
松山市道余三二百五号線	松山市余戸西一丁目千九百八十二番一先地先から松山市南吉田町三百七十四番七地先まで
松山市道余三二百六号線	松山市余戸西二丁目二千三百三十一番一先地先から松山市南吉田町三百二十五番五地先まで
松山市道島大平八町線	今治市東島町一丁目千七百七十二番一から今治市大町東二丁目四百四十九番一まで
今治市道喜田村二丁目線	今治市喜田村二丁目千三百八十八番一から今治市喜田村二丁目千三百八十八番一まで
宇和島市道朝日町築地線	宇和島市築地町一丁目五百七番地先から宇和島市築地町二丁目五百六十六番地先まで
宇和島市道築地線	宇和島市築地町二丁目五百七番地先から宇和島市築地町二丁目五百六十六番地先まで
宇和島市道築地町十二号線	宇和島市築地町二丁目五百七番地先から宇和島市築地町二丁目五百六十六番地先まで
宇和島市道新町港線	宇和島市新町港三丁目六百八十八番地先から宇和島市栄町港三丁目二百七番地先まで
宇和島市道新町吉町線	宇和島市新町一丁目四百二番一先地先から宇和島市新町一丁目六百一十一番九地先まで
宇和島市道新町宇天町線	宇和島市新町一丁目三百八十八番九地先から宇和島市新町一丁目三百四十四番地先まで
八幡浜市道北浜八町線	八幡浜市北浜一丁目千五百三十三番五から八幡浜市白浜千七百七十四番七まで
八幡浜市道北浜四号線	八幡浜市北浜一丁目千五百九十九番一から八幡浜市北浜一丁目千五百九十九番一まで
新居浜市道九十六号港町繁本東筋線	新居浜市港町十八番二二番地先から新居浜市繁本町一番一先地先まで
新居浜市道四十六号西原東筋線	新居浜市西原二丁目七番三十八番地先から新居浜市港町十八番二二番地先まで
新居浜市道七十九号北新町江口線	新居浜市北新町一丁目七十九番地先から新居浜市江口町四番二七号地先まで
新居浜市道二十号新田松神線	新居浜市新田一丁目六百二十二番二番地先から新居浜市北新町一番二十九番地先まで
新居浜市道二号磯浦中新田線	新居浜市新田三丁目一番三十九番地先から新居浜市新田一丁目六百二十二番二番地先まで
新居浜市道六百六十四号松木東城線	新居浜市松木二番三十番地先から新居浜市坂井町三丁目二番二十九番地先まで
新居浜市道五百二十八号下泉本郷線	新居浜市坂井町三丁目二番二十九番地先から新居浜市坂井町三丁目七番二十五番地先まで
新居浜市道三百三十三号駅裏角野線	新居浜市坂井町二丁目三番四十五番から新居浜市坂井町三丁目七番二十五番地先まで

重要物流道路 供用区間【愛媛県】



1 1-3 2 災害時等における相互協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と本州四国連絡高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における応急対策及び復旧業務の実施にあたり相互協力を必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、西瀬戸自動車道沿線等の甲の管理する道路（以下「甲管理道路」という。）及び西瀬戸自動車道の乙の管理する道路（以下「乙管理道路」という。）において、前条に定める災害等が起こった場合に、次の各号に掲げる措置について相手方から要請されたときは、自らが行う業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

- （1） 公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術的支援
- （2） 甲又は乙が通行止めの段階的、部分的な解除等被災地の早期復旧及び交通手段の確保等を第一義として実施する措置
- （3） 甲又は乙が通行止め区間及び別表1に示す緊急開口部を活用した通行を相手方に要請した車両（以下「要請車両」という。）の通行
- （4） 甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供及び派遣連絡員の受け入れ
- （5） 応急対策及び復旧業務を実施するために必要となる敷地、施設及び資材の提供
- （6） 通行止め時の流出IC等における利用者への周辺道路情報等の提供
- （7） 甲及び乙が所有する土質調査結果等、予防保全に関する情報共有
- （8） その他必要と認められる措置

2 前項第3号に規定する「要請車両」は次の車両とし、要請車両の通行については原則として通行者の責により実施するものとする。

- （1） 災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車以外の車両
- （2） 甲管理道路若しくは乙管理道路の沿道又はその近傍において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する車両

3 第1項第2号及び第3号の措置に必要な公安委員会等関係機関への意見聴取又は協議は、被要請者が行うものとし、要請者は必要に応じ被要請者に協力するものとする。

4 第1項第5号に規定する「資材」の提供を円滑に行うため、甲及び乙は、双方が保有する資材の種類及び所在を相互に通知するものとする。

5 第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までの措置については、原則として被要請者の責により実施するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条第1項に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を

交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 甲及び乙は、要請に応じた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書(別記様式第2号)により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として要請者が負担するものとする。ただし、第2条第1項第4号に定める協力のうち、甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供の実施に係る費用については被要請者が負担するものとし、第2条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号の実施に係る費用については、実施措置の内容を踏まえ、甲及び乙の協議により負担割合を定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(防災訓練における連携)

第7条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、防災訓練の同時実施や相手方の防災訓練への参加など連携に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 元年 10月 25日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県知事

乙 兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号
本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長

別表 1 (緊急開口部の所在)

路線名	所在地	備考(接続道路の制約等)
西瀬戸自動車道	上浦 PA(下り線)	幅員狭小 駐車場からバスレーンへの誘導及び、門扉の解錠が必要
〃	来島海峡 SA(上り線)	幅員狭小 開口部の解錠が必要
〃	来島海峡 SA(下り線)	上り線への開口部解錠が必要

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

協力要請書

令和 年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定」第 3 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 災害等及び協力要請を必要とする状況
- 2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

※ 第 2 条第 1 項第 3 号及び第 2 項に規定する「要請車両」に関しては、別記添付資料を付するものとする。

問い合わせ先
電話 — —
FAX — —
担当

報告書

令和 年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時等における相互協力に関する協定」第4条に基づき、履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問い合わせ先
電話 — —
FAX — —
担当

連絡責任者届

【 愛媛県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【 本州四国連絡高速道路株式会社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

1 1 - 3 4 大規模災害発生時の道路啓開に関する協定（道路維持課）

国土交通省四国地方整備局（以下「甲」という。）、愛媛県（以下「乙」という。）と、一般社団法人愛媛県建設業協会（以下「丙」という。）は、南海トラフ地震等の大規模災害発生時の愛媛県内における道路啓開の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、南海トラフ地震等の大規模災害発生時に、甲、乙及び丙が連携し、道路啓開（以下「業務」という。）を迅速かつ効率的に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

一 南海トラフ地震等

南海トラフ沿いを震源として発生すると想定される地震及びその他愛媛県内で大規模な被害が想定される地震

二 道路啓開

南海トラフ地震等の大規模災害発生時に救援、救助活動等を行う緊急通行車両等の通行が可能となるよう、迅速かつ効率的にガレキ処理や簡易な段差すり付け等を行い、必要最小限の通行幅員を確保すること。

（業務の対象道路）

第3条 業務の対象道路は、愛媛県道路啓開計画に定める啓開路線とする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

一 対象道路に関する被災情報の収集及び提供

二 道路啓開作業の実施

三 その他甲又は乙が必要と認める作業

（業務の施工者）

第5条 前条に定める業務の施工者については、愛媛県道路啓開計画により定めた区域ごとに丙の会員から道路啓開担当会社を定めるものとする。なお、甲、乙又は丙から道路啓開担当会社の変更について申し出があった場合は、甲、乙及び丙にて協議を行い、道路啓開担当会社を定めるものとする。

（業務の実施方法）

第6条 甲及び乙は、第3条に定める範囲において必要と認める場合には、第4条に定める業務を丙に要請することができるものとする。

なお、乙の管理道路における業務については、乙と丙が締結している「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき実施するものとする。

2 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

3 要請があった場合、丙は、特別の理由がない限り協力するものとし、愛媛県道路啓開計画に基づき、業務を実施するものとする。

4 甲、乙及び丙は、それぞれが収集した被災状況や業務の進捗等の情報を3者で共有し、連携して業務を遂行することとする。

5 丙の支部管内で震度5強以上の地震が観測された場合、丙は、甲及び乙からの要請があったものとみなし、当該支部内の道路啓開担当会社の自主的判断により業務を実施することができるものとする。

(平時の準備)

第7条 甲及び乙は、愛媛県道路啓開計画に変更が生じた場合は、速やかに丙に通知するものとする。

2 丙は、会員との連絡体制の構築及び道路啓開担当会社の出動が可能な人員及び資機材の状況把握に努め、年度当初に甲及び乙の出先機関の長に連絡系統、人員及び資機材の確保状況を報告するものとする。また、上記の内容に変更があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

ただし、別の協定等において、甲又は乙に対する同種の報告がある場合は、当項に規定する報告を省略できるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲及び乙が第6条に基づき丙に要請し実施する業務に要した費用については、甲又は乙が負担するものとする。

ただし、甲及び乙が要請し実施する業務のうち、第4条第一号に要した経費については、甲及び乙は負担しないものとする。

(契約の締結)

第9条 甲、乙の出先機関の長は、第6条に基づく業務について、可能となった時点で遅滞なく第5条の業務の施工者と契約を締結するものとする。

(業務の完了)

第10条 業務の施工者は、業務が完了した場合、直ちに甲又は乙の出先機関の長に対し、口答及び書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により報告するものとする。

(損害の負担)

第11条 第6条の規定により実施した業務に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は業務の施工者の建設資機材等に損害が生じた場合は、業務の施工者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙の出先機関の長に報告し、その処理について双方協議するものとする。

2 第6条の規定により業務を要請した甲又は乙は、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったとき（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用があるとき及び次に掲げるときを除く。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第12条の扶助金の支給の例により、当該その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失によるとき。

(2) 当該死亡、負傷又は疾病若しくは障害が、第三者の行為によるとき。

(3) その他業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でないとき。

(有効期間)

第12条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかから文書による終了の意思表示がなされた場合を除き、その効力を継続する。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年2月21日

甲 国土交通省四国地方整備局

局 長 平 井 秀 輝

乙 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

丙 一般社団法人 愛媛県建設業協会

会 長 米 谷 方 利

11-35 災害発生時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定書

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と愛媛県漁業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害時（地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）に人命救助のため迅速な救出救助活動が必要な場合における船舶による警備部隊等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の人命救助において、陸路等の輸送手段がなく、海上における警備部隊等の緊急輸送が必要な場合であって、甲が乙に対して船舶による輸送に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認める場合は、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、あらかじめ緊急時の連絡窓口、連絡方法等について協議することができる。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 県内及び県外の警備部隊並びに災害対策のため必要な資機材等の緊急輸送業務
- (2) 被災者等の緊急輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、甲が必要とする業務を可能な範囲で実施するものとする。

2 乙は、警備部隊等の人員を輸送する場合は、小型船舶の検査を受けた船舶を使用するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施した場合は、当該業務の終了後速やかに、船舶による警備部隊等の輸送業務実施状況報告書（別記様式）によりその状況を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭等により報告し、その後速やかに船舶による警備部隊等の輸送業務実施状況報告書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に係る対価、燃料代及びその他の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に規定する甲が負担する費用は、業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、内容を確認し、その費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第2条の規定により業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和63年愛媛県条例第26号)を適用する。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) その他救出救助活動の実施に起因しない負傷等、補償することが適当でない場合

2 第4条に規定する協力実施に伴い、乙が第三者に損害を及ぼした場合又は乙の船舶等に損害が生じた場合は、乙がその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成31年4月4日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月4日

甲 松山市南堀端町2番地2
愛媛県警察本部

本部長 松下 整

乙 松山市二番町四丁目6番地2
愛媛県漁業協同組合連合会

代表理事会長 平井 義則

11-36 愛媛県渋滞対策協議会の概要(道路建設課)

愛媛県渋滞対策協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、愛媛県渋滞対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、愛媛県における交通渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、施設整備計画及び輸送効率の向上や、交通需要の時間的平準化等の交通マネジメント施策等の計画の策定・推進及びフォローアップを行う。また、災害発生時において被災状況を踏まえた交通マネジメントを行うことを目的とする。

(調整事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 渋滞箇所とその原因の把握
- (2) 渋滞対策に関する意見調整
- (3) 渋滞箇所の解消に向けた計画及び対策の策定及び公表
- (4) 策定した計画のフォローアップ
- (5) その他

(構 成)

第4条 協議会は、愛媛大学、国土交通省四国地方整備局道路部、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所、国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局、西日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、愛媛県警察本部、愛媛県、松山市、新居浜市及び議長が必要と認める機関の議員により構成する。

(協 議 会)

- 第5条
- 1 協議会には議長を置き、議長は国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長とする。
 - 2 議長は、協議会を総括し、協議会を招集する。
 - 3 議長に事故等があるときは、議長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
 - 4 協議会の構成は、別表-1のとおりとする。ただし、必要に応じ議長が指名するものを議員又はオブザーバーとして参加させることができる。

(部 会)

- 第6条
- 1 協議会の中に協議会の承認により部会を設けることができる。
 - 2 部会には、部会長を置き、部会長は松山河川国道事務所長とする。
 - 3 部会の構成は、別表-2のとおりとする。ただし、必要に応じ部会長が指名するものを部会員として参加させることができる。
 - 4 部会長は、部会を統括し、部会を招集する。
 - 5 事務局は、愛媛県土木部道路都市局道路建設課、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所計画課に置く。ただし、必要に応じ部会長が指名するものを事務局として置くことができる。

(事 務 局)

第7条 事務局は、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所計画課、愛媛県

土木部道路建設課に置く。

(細 則)

第8条 この規約に定めるものの他、協議会に必要な事項は、協議会に諮って定めるものとする。

- (附 則) この規約は、平成5年6月23日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成6年8月11日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成9年8月21日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成12年9月6日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成13年7月10日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成21年7月28日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成22年1月7日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成22年3月24日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成22年11月5日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成24年7月17日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成25年6月24日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成27年3月26日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成28年4月28日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成28年8月31日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成29年8月1日から施行する。
- (附 則) この規約は、令和元年7月29日から施行する。
- (附 則) この規約は、令和2年2月26日から施行する。
- (附 則) この規約は、令和2年8月7日から施行する。
- (附 則) この規約は、令和3年7月15日から施行する。
- (附 則) この規約は、令和5年8月2日から施行する。

愛媛県渋滞対策協議会名簿 別表－1

機 関 名	役職名
愛媛大学 大学院理工学研究科	教授
〃	准教授
〃	准教授
国土交通省四国地方整備局	松山河川国道事務所 所長
〃	道路部道路計画課 課長
〃	松山河川国道事務所 副所長（道路）
〃	〃 事業対策官
〃	〃 計画課長
〃	〃 調査課長
〃	〃 道路管理第二課長
〃	大洲河川国道事務所 所長
〃	〃 副所長（道路）
〃	〃 事業対策官
〃	〃 計画課長
〃	〃 道路管理課長
国土交通省四国運輸局	愛媛運輸支局 総務・企画観光部門 首席運輸企画専門官
西日本高速道路（株）	四国支社 企画調整課 課長
〃	四国支社 愛媛高速道路事務所 事務所長
〃	四国支社 愛媛工事事務所 事務所長
本州四国連絡高速道路（株）	しまなみ今治管理センター 所長
愛媛県土木部道路都市局	高速道路推進監
〃	道路建設課長
〃	道路維持課長
〃	都市計画課長
〃	都市整備課長
愛媛県警察本部	交通規制課長
〃	交通管制官
松山市都市整備部	部長
新居浜市建設部	部長

愛媛県渋滞対策協議会部会名簿 別表－2

機 関 名	役職名
愛媛大学 大学院理工学研究科	教授
〃	准教授
〃	准教授
国土交通省四国地方整備局	松山河川国道事務所 所長
〃	〃 副所長（道路）
〃	〃 事業対策官
〃	〃 計画課長
〃	〃 調査課長
〃	〃 道路管理第二課長
〃	大洲河川国道事務所 所長
〃	〃 副所長（道路）
〃	〃 事業対策官
〃	〃 計画課長
〃	〃 道路管理課長
国土交通省四国運輸局	愛媛運輸支局 総務・企画観光部門 首席運輸企画専門官
愛媛県土木部道路都市局	高速道路推進監
〃	道路建設課長
〃	道路維持課長
〃	都市計画課長
〃	都市整備課長
愛媛県警察本部	交通規制課長
〃	交通管制官
松山市都市整備部	道路河川管理課長
〃	都市・交通計画課長

11-37 災害時における車両等障害物除去業務に関する協定書（防災危機管理課）

愛媛県（以下「甲」という。）と全日本高速道路レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における復旧活動の阻害となる車両その他の物件等の除去等（以下「障害物除去等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項及び第2項の規定に基づき災害時において甲が実施する障害物除去等に関し、甲が乙に対して協力を要請するための必要な事項を定め、被害の拡大防止及び早期復旧に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に障害物除去等を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 甲が乙に対し前項の規定による要請を行う場合は、「応援業務要請書（様式第1号）」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務内容）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、乙の組合加入者と調整を行い、乙の組合加入者の保有する車両、装備等の範囲内で障害物除去等の業務に、必要な協力を行うものとする。

2 乙は、応援業務を完了したときは、「応援業務実施報告書（様式第2号）」により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第3条の規定による障害物除去等の業務に要する費用については甲の負担とし、当該地域における通常の実費として甲乙協議して費用を定める。費用の算出については、災害発生直前時における適正な価格を基準として行うものとする。

2 乙は、甲から要請された業務の終了後に、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第5条 第3条の規定により障害物除去等の業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、

又は死亡した場合には、乙の責において補償するものとする。

(損害補償)

第6条 第3条の規定による業務の実施において、障害物除去等業務実施者の車両、装備等に損害が生じた場合は、障害物除去等業務実施者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について双方協議する。

2 第3条の規定による業務の実施において、自己の責に帰すべき事由により乙の組合員が第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報提供)

第7条 甲及び乙は、それぞれ知りえた災害に関する情報を必要に応じて適切に相互提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、「連絡体制報告書(様式第3号)」により協定締結後に速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して、書面により協定の終了の通知をしない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県

知事 中村 時 広

乙 東京都港区赤坂八丁目7番15号
全日本高速道路レッカー事業協同組合

理事長 亀山 善之

様式第1号（第2条関係）

応援業務要請書

年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

「災害時における車両等障害物除去業務に関する協定書」第2条第1項に基づき、下記のとおり協力要請します。

記

1 協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

必要とする協力の内容	数量	場所	備考

3 問合せ先

（組織名称・担当者名）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

様式第2号（第3条関係）

応援業務実施報告書

年 月 日

（要請者）

様

（被要請者）

「災害時における車両等障害物除去業務に関する協定書」第3条第2項に基づき、
年 月 日付で協力要請があった件について、下記のとおり履行しましたので報告
します。

記

1 履行した内容

協力の内容	数量	場所	備考

2 問合せ先

（組織名称・担当者名）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

以 上

様式第3号（第8条関係）

連絡体制報告書

年 月 日

（被報告者）

様

（報告者）

「災害時における車両等障害物除去業務に関する協定書」第8条に基づき、連絡責任者等の連絡体制について、下記のとおり報告します。

記

1 時間外及び休日以外の連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

2 時間外及び休日の連絡先（時間外 ○：○○～○：○○）

（1）第1連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

（2）第2連絡先

所属・役職	連絡先	
	電話番号	
	携帯電話	
	F A X	
	メールアドレス	

以 上

11-38 災害時における船舶による緊急輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県水難救済会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の船舶による緊急輸送の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲から乙に対して行う船舶による緊急輸送の協力要請に関する必要事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害応急対策の実施に乙の協力が必要であると認めるときは、業務の内容及び期間等を指定し、文書（様式第1号）により緊急輸送の協力を要請することができる。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、保有する船舶、装備等の範囲内で可能な限り実施するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に協力を要請する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の緊急輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な要員の緊急輸送業務
- (3) 救援物資の緊急輸送業務
- (4) 災害応急対策の実施のために必要な資機材の緊急輸送業務

（業務の報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、甲に対し、当該業務の終了後速やかに文書（様式第2号）によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、口頭又は電話等で報告し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく第3条の業務の実施に要した燃料費その他の経費（実費負担額）は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費（災害発生直前における適正価格を基準）とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、文書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、乙に速やかに支払うものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づき業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、日本水難救済会災害補償規則に定めるところによるものとする。

(損害の負担)

第8条 乙は、この協定に基づく第3条の業務の実施に伴い第三者に損害を与えたときは、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処理について甲及び乙が協議するものとする。

2 乙は、業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(定期的な訓練の実施)

第9条 甲及び乙は、本協定を効果的に実施するため、定期的な訓練の実施に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は「連絡責任者届(様式第4号)」により、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中 村 時 広

愛媛県松山市港山町6-8(株)ブルーエンジェル内

乙 愛媛県水難救済会

会長 友 澤 節 男

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

愛媛県水難救済会 会長 様

愛 媛 県 知 事

船舶による緊急輸送の協力要請について

このことについて、災害時における船舶による緊急輸送に関する協定書第2条の規定により、以下のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式2号により報告願います。

1 被災者・救助要員等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
名	(自) 月 日	地先から 地先まで	
	(至) 月 日		

2 救助物資・資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日	地先から 地先まで	
		(至) 月 日		

3 その他

愛媛県知事 様

愛媛県水難救済会 会長

船舶による緊急輸送の実施状況の報告について

このことについて、災害時における船舶による緊急輸送に関する協定書第4条の規定により、以下のとおり報告します。

1 被災者・救助要員等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
名	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

2 救助物資・資機材等の輸送業務

輸送業務 完了日	輸送 物資	数量	輸送区間	延べ 輸送回数	従事 人数	従事 船舶数	備考
月 日			地先から 地先まで	回	人	隻	

3 その他

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県水難救済会 会長

実 費 弁 済 請 求 書

緊急輸送の要請を受け、これを実施しましたので、以下の金額を請求します。

金 _____ 円也

(算出基礎)

輸送 年月日	輸送区間	輸送内容 (人員) (物資)	数量 (人) (トン)	運賃 (実費)	請求額 (円)
	地先から 地先まで				
	地先から 地先まで				
	地先から 地先まで				

※請求額に消費税及び地方消費税を含む。

(銀行口座)

連絡責任者届

【 愛 媛 県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 愛媛県水難救済会 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 ・勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：